

度会町第 2 期地域福祉計画

・ 地域福祉活動計画

平成 30 年 3 月

度会町

度会町社会福祉協議会

目次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 第1章 計画策定にあたって..... | 1 |
| 1 地域福祉とその担い手..... | 1 |
| 2 計画策定の背景..... | 1 |
| 3 計画策定の目的と意義..... | 2 |
| 4 計画の位置づけ..... | 2 |
| 5 計画の期間..... | 3 |
| 第2章 度会町の地域特性..... | 4 |
| 1 度会町の人口・世帯の状況..... | 4 |
| (1) 人口の推移..... | 4 |
| (2) 世帯数の推移..... | 5 |
| (3) 人口動態..... | 5 |
| (4) 高齢者世帯数と要支援・要介護認定者数の推移..... | 7 |
| (5) 障害者手帳所持者数の推移..... | 9 |
| (6) ひとり親世帯数の推移..... | 10 |
| (7) 外国人人口の推移..... | 11 |
| (8) 生活保護世帯数の推移..... | 12 |
| 2 度会町の地域資源の状況..... | 13 |
| (1) 社会福祉協議会の活動..... | 13 |
| (2) 地域活動の状況..... | 14 |
| (3) 自治会等の状況..... | 15 |
| (4) ボランティア団体の推移..... | 17 |
| (5) 特定非営利活動法人（NPO法人）認証数の推移..... | 17 |
| (6) 日常生活自立支援事業の状況..... | 18 |
| (7) 権利擁護・成年後見制度利用支援事業（相談支援）の状況..... | 18 |
| 3 アンケート調査結果からみる課題..... | 19 |
| (1) アンケート調査の概要..... | 19 |
| (2) 主な調査結果..... | 20 |
| 4 「わがごと・まるごと わたらい」ワークショップ..... | 27 |
| (1) 開催の目的..... | 27 |
| (2) 実施内容..... | 27 |
| (3) 地域の資源と課題の掘り下げ（内容抜粋）..... | 28 |
| 5 度会町の地域福祉をめぐる課題..... | 32 |
| (1) 活動する人や担い手を育て、つなぐ機能の強化..... | 32 |
| (2) 何でも相談できる窓口機能の強化..... | 32 |
| (3) 支え合いの仕組みをつくり、進める機能の強化..... | 33 |

| | |
|-------------------------------|----|
| 第3章 計画の基本的な考え方..... | 34 |
| 1 基本理念..... | 34 |
| 2 度会町における地域共生社会の実現に向けて..... | 35 |
| 3 基本目標..... | 36 |
| 基本目標1 支え合いの人づくり..... | 36 |
| 基本目標2 安心・安全な仕組みづくり..... | 36 |
| 基本目標3 ふれあいの場所づくり..... | 37 |
| 基本目標4 地域生活を支える環境づくり..... | 37 |
| 4 施策体系..... | 38 |
| 第4章 目標達成のための取り組み..... | 39 |
| 基本目標1 支え合いの人づくり..... | 39 |
| (1) 担い手の育成と福祉教育の推進..... | 39 |
| (2) 小地域福祉活動の充実..... | 41 |
| (3) 地域福祉に携わる団体との協働..... | 43 |
| 基本目標2 安心・安全な仕組みづくり..... | 44 |
| (1) 気軽に相談できる場所づくり..... | 44 |
| (2) 要援護者への見守り活動などの充実..... | 46 |
| (3) 交通安全・防犯・防災の取り組み..... | 48 |
| 基本目標3 ふれあいの場所づくり..... | 50 |
| (1) 地域でつくる交流の場づくり..... | 50 |
| (2) 多世代交流の機会の提供..... | 51 |
| 基本目標4 地域生活を支える環境づくり..... | 52 |
| (1) 移動手段、交通手段の確保..... | 52 |
| (2) 障壁のない環境づくり..... | 53 |
| (3) 思いやる心を育む環境づくり..... | 54 |
| 第5章 計画の推進に向けて..... | 55 |
| 1 地域住民、事業者、行政の協働による計画の推進..... | 55 |
| 2 計画の進行管理..... | 55 |
| (1) 進捗状況の把握・評価..... | 55 |
| (2) 計画の見直し..... | 55 |
| 資料編..... | 56 |
| 1 計画策定の経過..... | 56 |
| 2 度会町保健福祉事業計画策定委員会名簿..... | 57 |

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉とその担い手

私たちは、「度会町」という地域で、家族や友人、近所の人等、様々な人とのかかわりを持ちながら暮らしています。地域住民が安心して地域で生活を送ることができるよう、問題が発生したときに、人と人とのつながりを基盤として、個人や家族による支え合い（自助）、身近な人・地域の団体との助け合い（互助・共助）、公的なサービス等による支援（公助）の連携によって解決していく仕組みを「地域福祉」といいます。また、地域福祉の担い手とは、自助、互助・共助、公助を担う住民、地域団体、社会福祉協議会、行政等、地域に暮らし、地域で活動しているすべての人や団体が対象となります。

近年、全国的にも地域での社会的なつながりが希薄化しているといわれ、孤独死やひきこもり、子育ての孤立、虐待、自殺者、貧困者の増加などが社会問題化するようになってきました。これらの問題は、決して一部の人のみにかかわるものではなく、住民一人ひとりにとって身近なものです。事故や事件となってはじめてわかることも少なくありません。こうした潜在化しがちな問題に対応するため、住民同士がつながりを持ち、ふれあい、支え合い、助け合い、困ったときに声をあげることができる関係をつくること、早期から公的な支援につなげていく仕組みを構築していくことが「地域福祉」といえます。

2 計画策定の背景

全国的に少子高齢化が急速に進み、核家族化、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加などにより、家族や親族の支え合いが希薄化しているといわれています。一人ひとりのライフスタイルが多様化し、支え合いの機能が低下することにより、地域社会のあり方も大きく変わってきました。

一方で、大規模地震等の災害が相次いで発生する中、地域における支え合い・助け合い、そして地域の絆が重要であるということが改めて認識されるとともに、高齢者や障がいのある人等への支援のあり方を検討する必要性が再認識されています。

国では、福祉を「支え手側」と「受け手側」に分けずに、地域住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が目標とされています。また、「地域共生社会」の実現のためには、福祉の領域だけではなく、産業やまちづくりを含め、人・分野・世代を超えて地域社会全体で相互に支え、支えられる関係を築くことが重要であるとされています。

度会町（以下「本町」という）においても、「地域共生社会」の実現のため、住民一人ひとりが尊厳を持って生き、地域住民や地域の多様な主体が支え合い、ともに暮らす地域を創っていくことが求められます。

3 計画策定の目的と意義

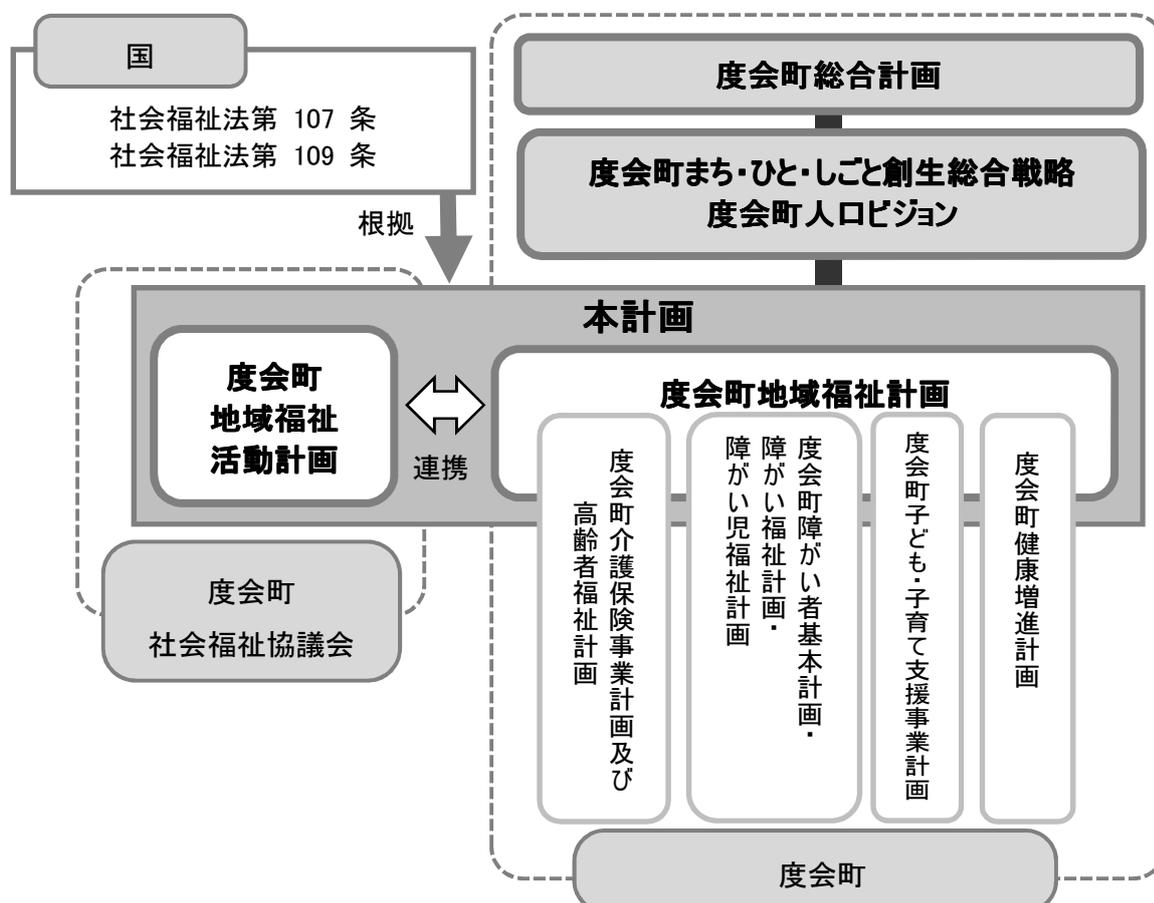
「度会町第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という）は、町の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定するものです。「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画であり、地域の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方向を定める行政の計画です。また、「地域福祉活動計画」は、市町村社会福祉協議会が社会福祉法第109条の規定に基づき策定する、地域住民や社会福祉・保健関係団体、事業者等が主体的に地域で進めていく取り組みが盛り込まれた民間の行動計画です。

本町の地域福祉をより充実させていくためには、行政をはじめ、すべての住民、各種団体がそれぞれの役割を果たし、協働して取り組んでいくことが必要です。

そのため、本計画は策定段階から、住民、地域団体、社会福祉協議会、行政等の協働を推進し、地域の課題を認識・共有しながら、改善に向けた取り組みを行います。

4 計画の位置づけ

本計画は、「度会町総合計画」を上位計画とし、地域福祉分野の基本計画として位置づけます。また、「度会町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」「度会町障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「度会町子ども・子育て支援事業計画」等、他の福祉分野の計画と整合性をとり、推進します。



5 計画の期間

本計画は平成 29（2017）年度に計画期間満了を迎える「度会町地域福祉計画」と、今回初めて策定する「度会町地域福祉活動計画」を一体的に推進します。計画期間は、平成 30（2018）年度から平成 35（2023）年度までの6年間とし、必要に応じて見直しを行います。

| 年度 | H24 (2012) | ... | H29 (2017) | H30 (2018) | H31 (2019) | H32 (2020) | H33 (2021) | H34 (2022) | H35 (2023) |
|--------------|---------------|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 地域福祉 計画 | 第 1 期 | | | 第 2 期（本計画） | | | | | |
| 地域福祉 活動計画 | | | | 第 1 期（本計画） | | | | | |

第2章 度会町の地域特性

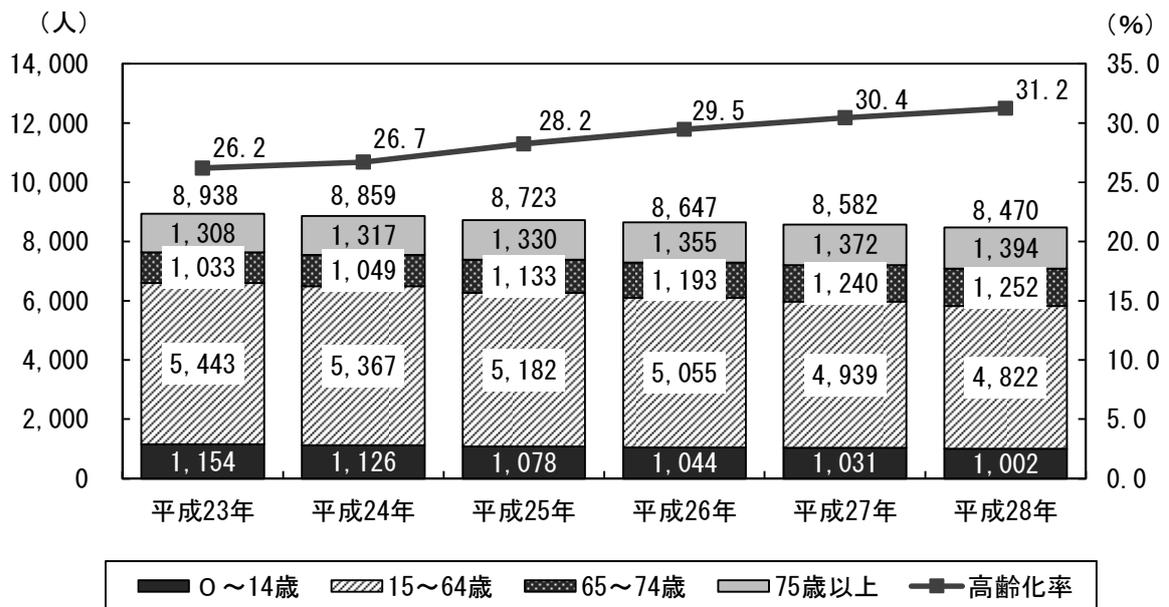
1 度会町の人口・世帯の状況

(1) 人口の推移

本町の総人口は減少を続けており、平成23年から平成28年にかけて468人減少しています。

また、年齢4区分別人口の推移をみると、0～14歳、15～64歳は減少しています。高齢化率は年々上昇しており、平成28年は31.2%となっています。高齢者数については、65～74歳の前期高齢者数が特に増加しており、平成23年から平成28年にかけて219人増加しています。

■総人口・年齢4区分別人口及び高齢化率の推移

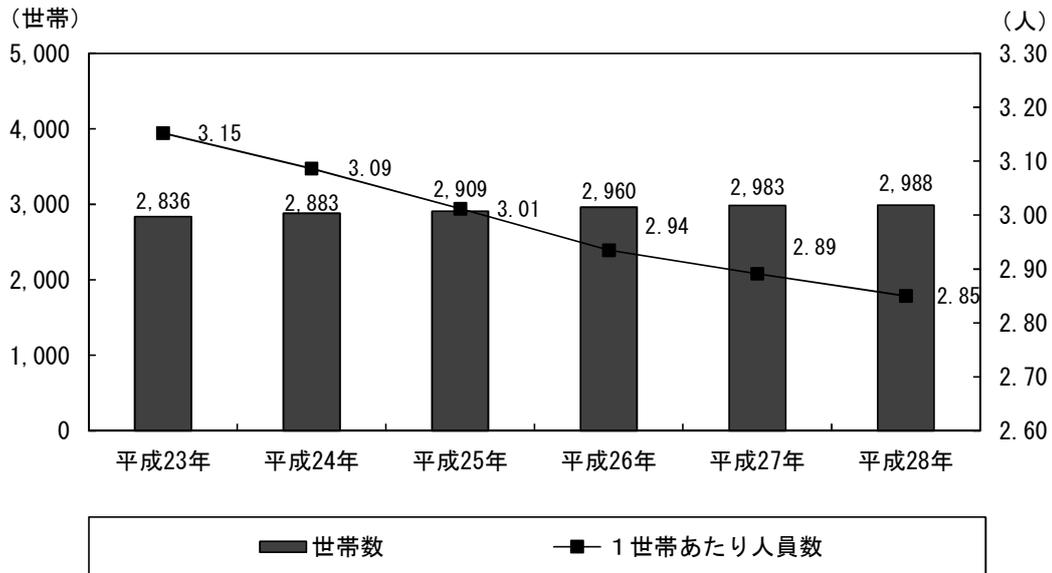


資料：住民基本台帳（各年9月末）

(2) 世帯数の推移

本町の世帯数は年々増加しており、核家族化、世帯分離等が進んでいることがうかがえます。また、1世帯あたり人員数は減少傾向にあり、平成28年は2.85人となっています。

■世帯数及び1世帯あたり人員数の推移



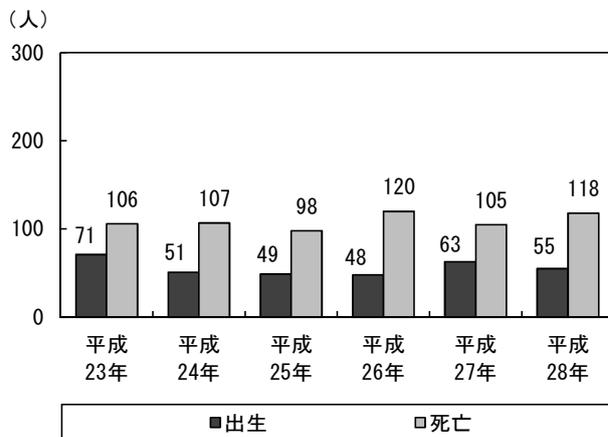
資料：住民基本台帳（各年9月末）

(3) 人口動態

①自然動態と社会動態

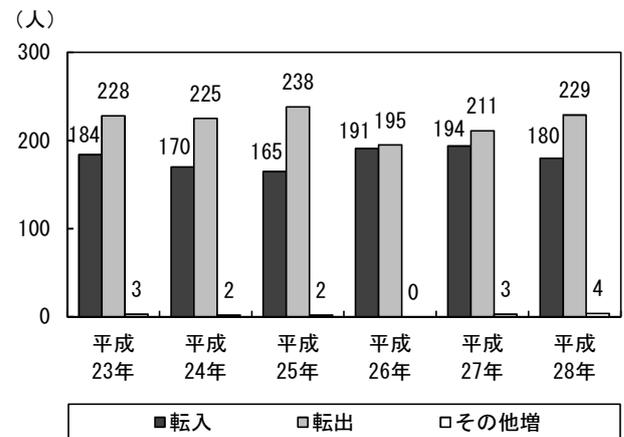
本町の人口動態についてみると、自然動態では各年において死亡人数が出生人数を上回っています。社会動態については、各年において転出者数が転入者数を上回っています。

■自然動態



資料：住民生活課

■社会動態



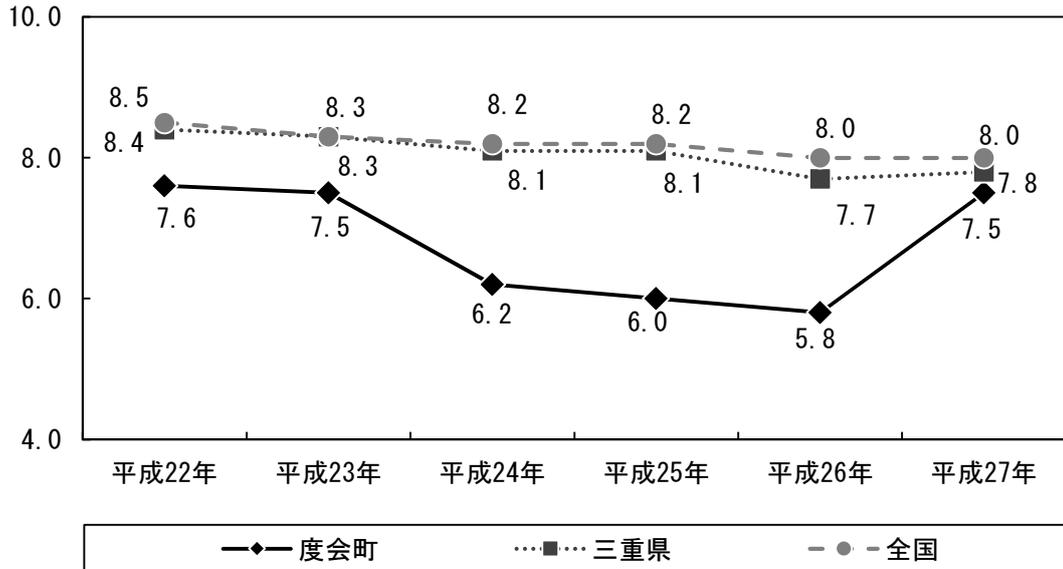
②出生率と死亡率の推移

本町の出生率は、平成24年から平成26年にかけて6.0前後となっていました。平成27年では7.5と、三重県、全国と同程度となっています。

死亡率は、全国と比較して高く、三重県と比較しても、平成23年を除いて高くなっています。

■出生率の推移（三重県、全国との比較）

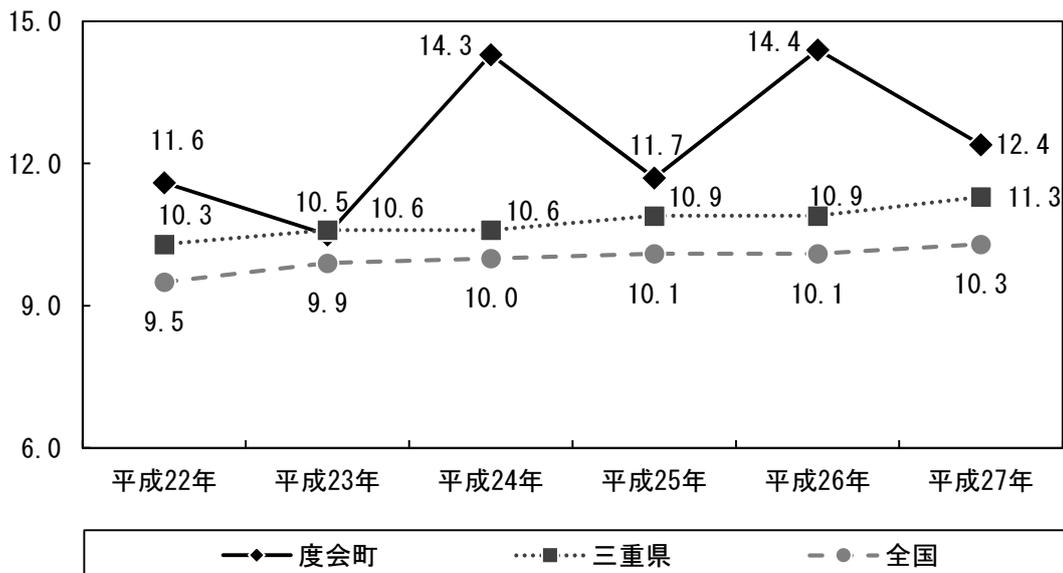
（人口千対）



資料：伊勢保健所年報

■死亡率の推移（三重県、全国との比較）

（人口千対）



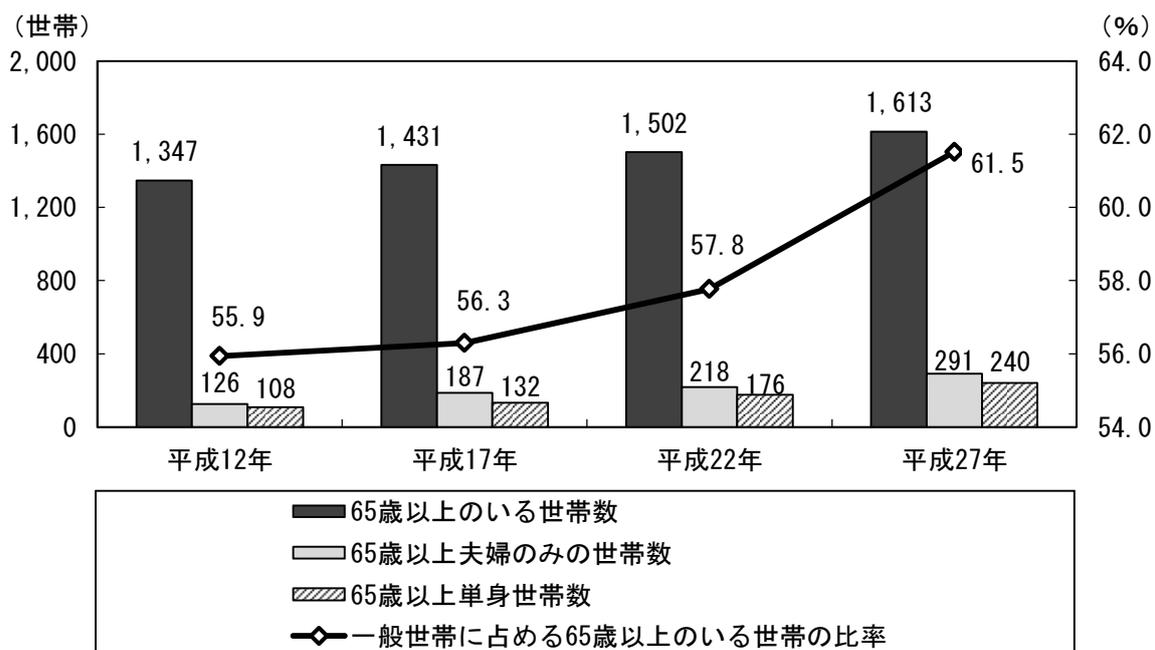
資料：伊勢保健所年報

(4) 高齢者世帯数と要支援・要介護認定者数の推移

① 高齢者世帯数の推移

本町の高齢者世帯数は増加傾向にあり、一般世帯に占める65歳以上のいる世帯の比率は平成27年で61.5%となっています。特に、65歳以上夫婦のみの世帯数、65歳以上単身世帯数は、平成12年と比較すると、平成27年は2倍以上に増加しています。

■ 高齢者世帯数等の推移

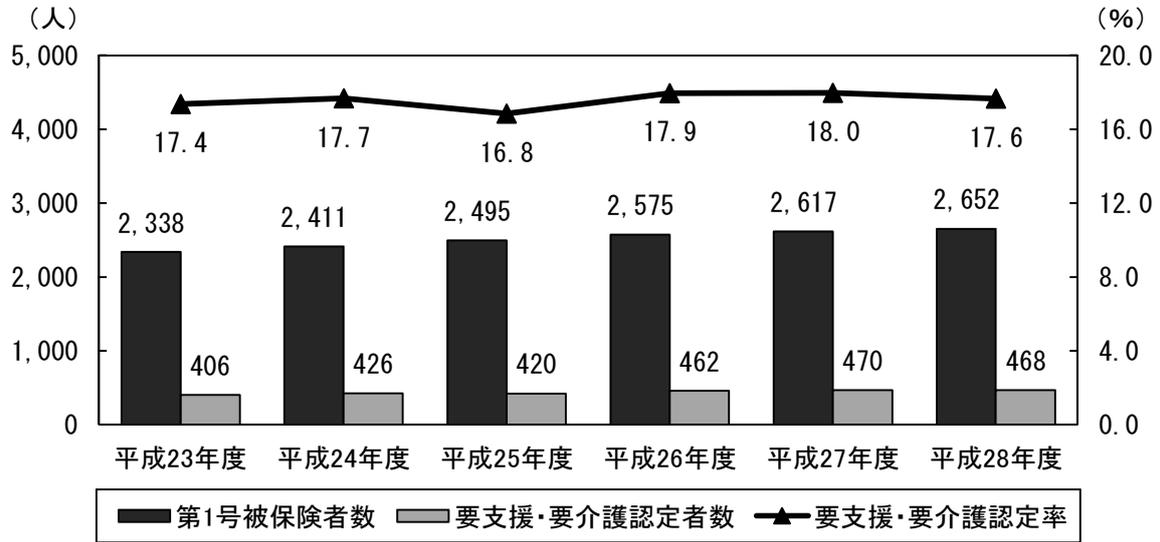


資料：国勢調査

②要支援・要介護認定者数の推移

本町の第1号被保険者数は、平成23年度から増加傾向にあり、要支援・要介護認定者数は平成26年度以降、470人前後で推移しています。要支援・要介護認定率は平成26年度以降、18%前後で推移しています。

■要支援・要介護認定者数の推移

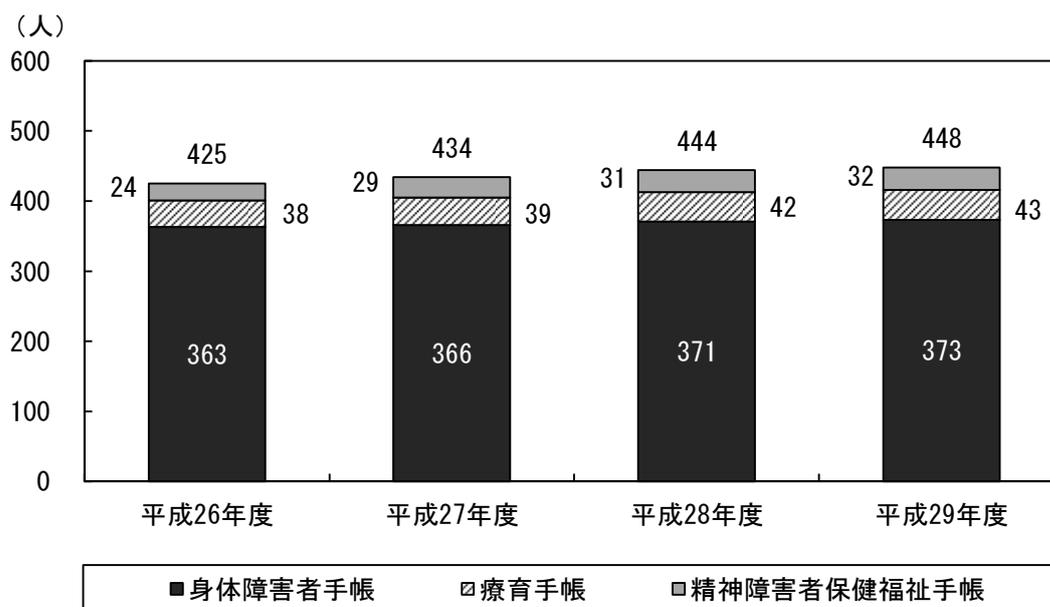


資料：介護保険事業状況報告（各年3月末）

(5) 障害者手帳所持者数の推移

本町の障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、平成 29 年度は身体障害者手帳所持者数が 373 人、療育手帳所持者数が 43 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が 32 人となっています。平成 26 年度と比較すると、精神障害者保健福祉手帳所持者数が約 1.3 倍となっています。

■障害者手帳所持者数の推移



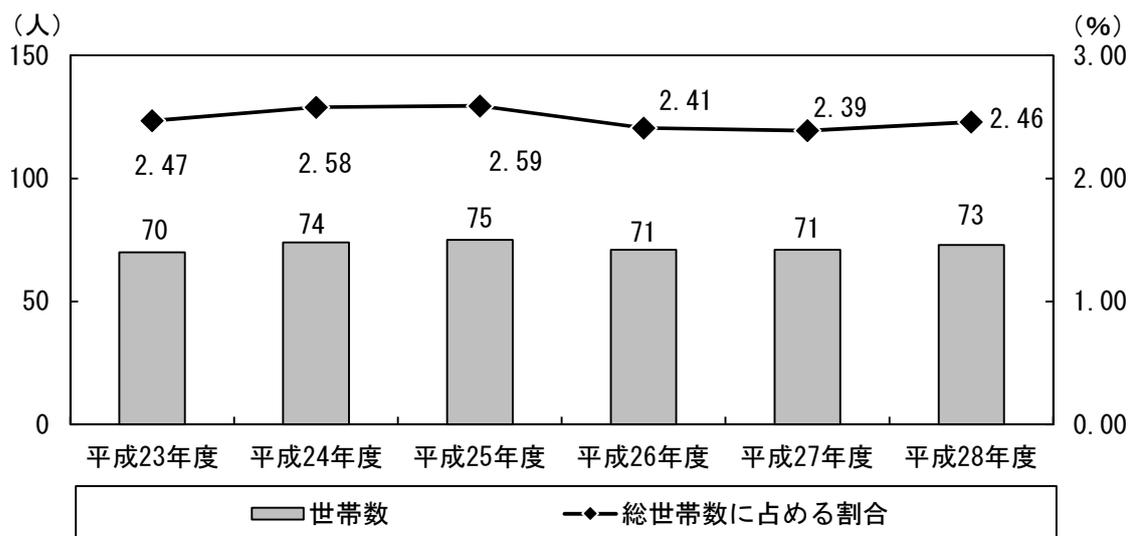
資料：住民生活課

(6) ひとり親世帯数の推移

本町のひとり親世帯数は、平成23年度以降、母子家庭で70～75世帯、父子家庭で10～19世帯で推移しています。平成28年度では、母子家庭が73世帯、総世帯数に占める割合は2.46%、父子家庭が12世帯、総世帯数に占める割合は0.40%となっています。

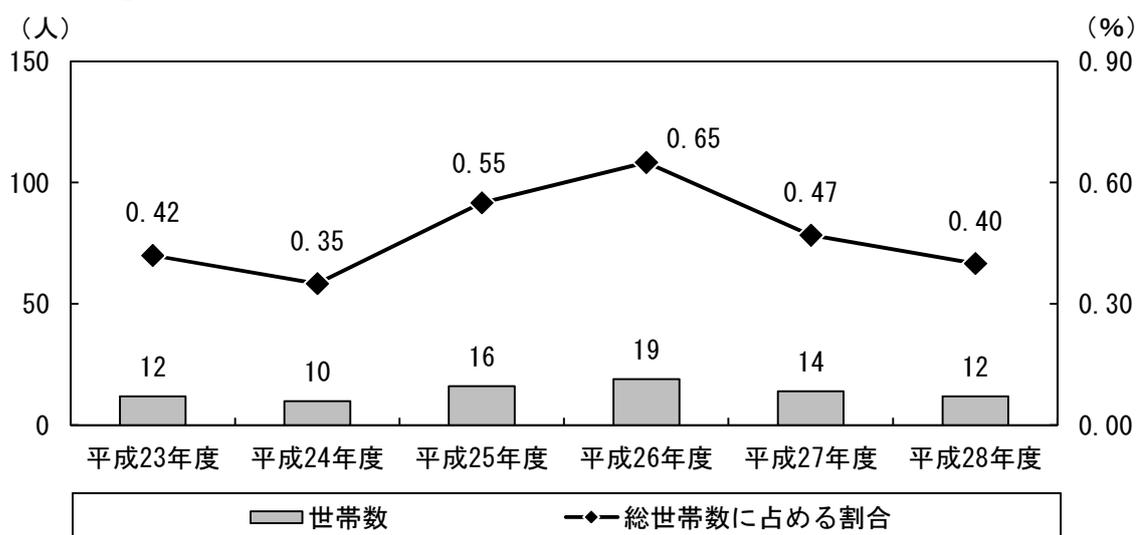
■ひとり親世帯数等の推移

【母子家庭】



資料：住民生活課

【父子家庭】

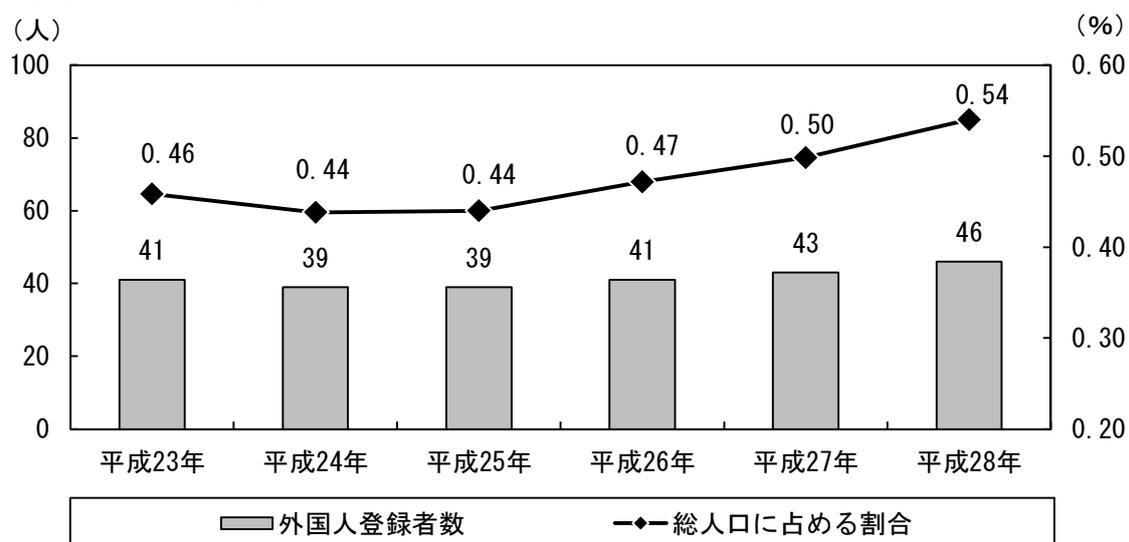


資料：住民生活課

(7) 外国人人口の推移

本町の外国人人口は、平成23年以降40人前後で推移しており、平成28年は46人となっています。総人口に占める割合は、総人口が減少していることから上昇しており、平成28年は0.54%となっています。

■外国人人口等の推移



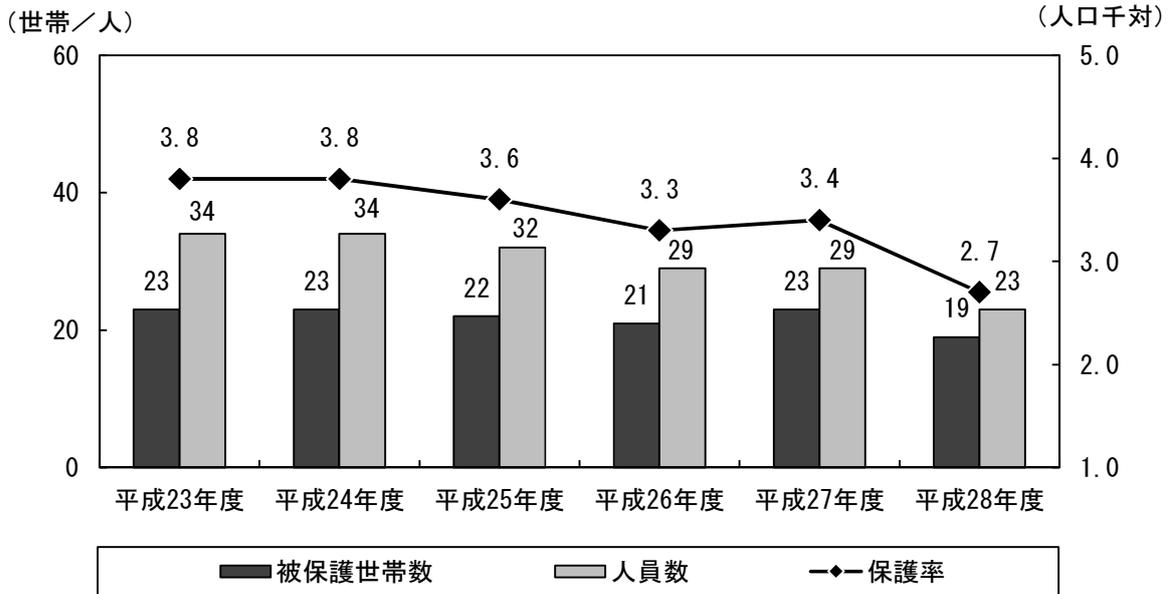
資料：住民生活課

(8) 生活保護世帯数の推移

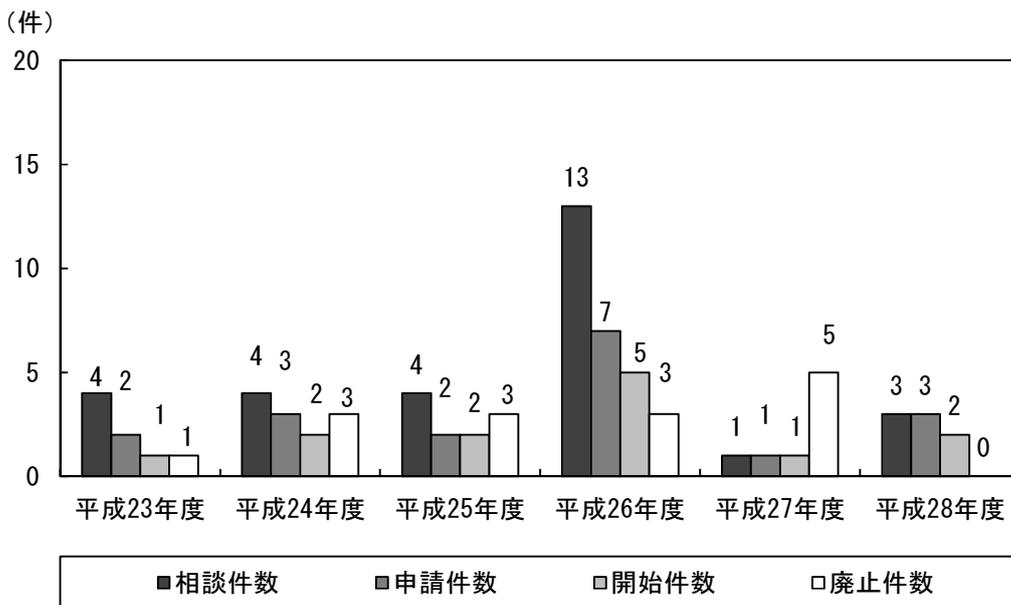
本町の被保護世帯数、人員数は、年々減少傾向にあります。平成23年度と平成28年度を比較すると、被保護世帯数は4世帯、人員数は11人の減少となっています。

生活保護相談件数、申請件数、開始件数は、いずれも平成26年度が最も多くなっています。平成28年度は、相談件数、申請件数がそれぞれ3件、開始件数が2件、廃止件数が0件となっています。

■被保護世帯数、人員数及び保護率の推移



■生活保護相談、申請、開始、廃止件数の推移



2 度会町の地域資源の状況

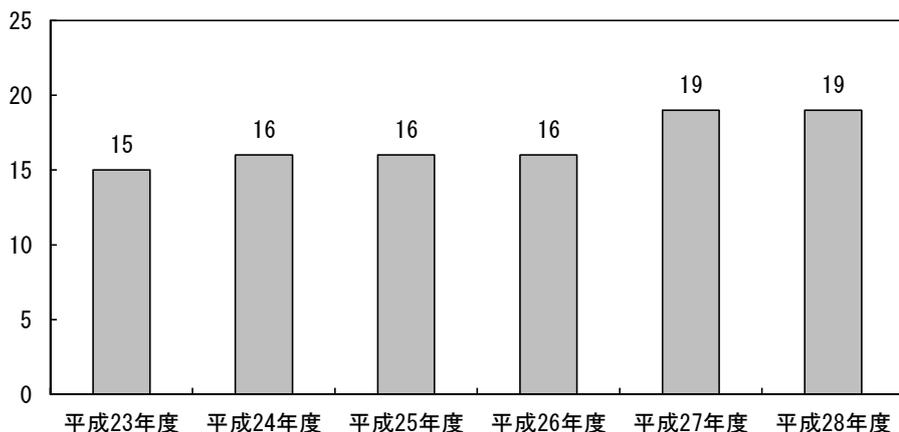
(1) 社会福祉協議会の活動

①地域ふれあいサロン設置数の推移

地域ふれあいサロン設置数は、平成 26 年度から平成 27 年度にかけて3グループ増加し、平成 27 年度以降は 19 グループとなっています。

■地域ふれあいサロン設置数の推移

(グループ)



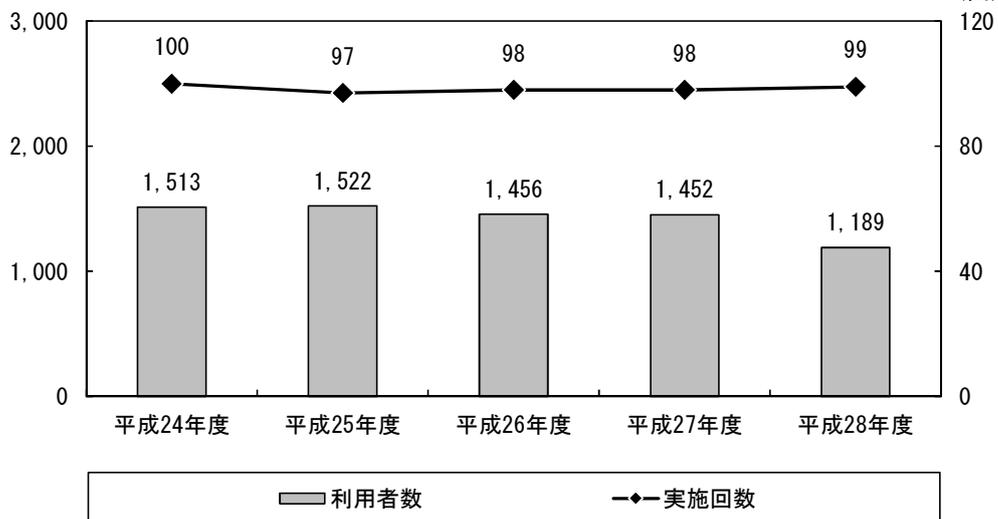
資料：度会町社会福祉協議会

②食事サービス利用者数の推移

食事サービス利用者数は、年々減少傾向にあります。平成 28 年度は要綱を見直し、対象者の要件が変更となったために減少し、1,189 人となっています。実施回数は横ばいで推移しており、平成 28 年度は 99 回となっています。

■食事サービス利用者数、実施回数の推移

(のべ人)



資料：度会町社会福祉協議会

(2) 地域活動の状況

①地区民生委員児童委員の活動

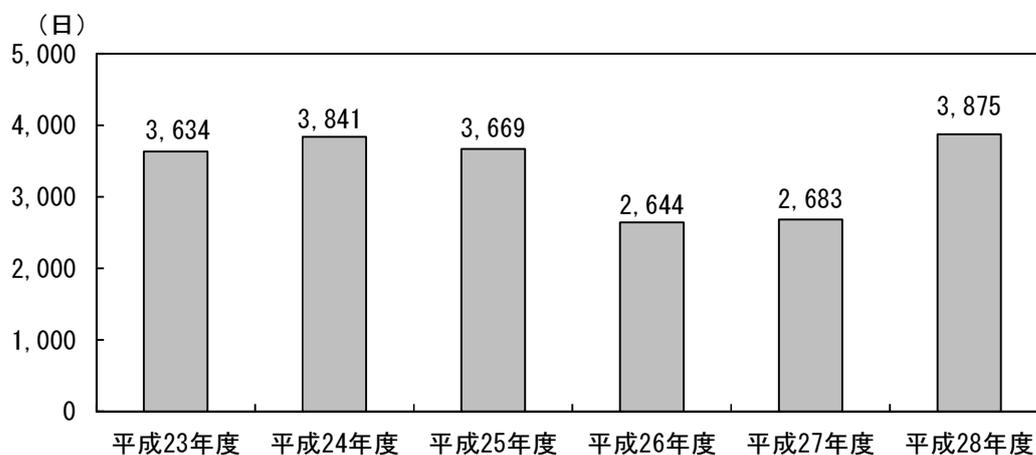
平成28年度現在、地区民生委員児童委員協議会は、1地区、1団体で、平成28年12月の一斉改選から民生委員児童委員の定数が5人増員され、民生委員児童委員、主任児童委員あわせて29人となっています。平成28年度の民生委員児童委員の活動日数は、3,875日となっています。

■地区民生委員児童委員協議会数及び人数（平成28年度）

| 地 区 | 地区民生委員児童委員協議会 | 民生委員児童委員 | 主任児童委員 |
|-----|---------------|----------|--------|
| 1地区 | 1団体 | 27人 | 2人 |

資料：住民生活課

■民生委員児童委員の活動日数の推移

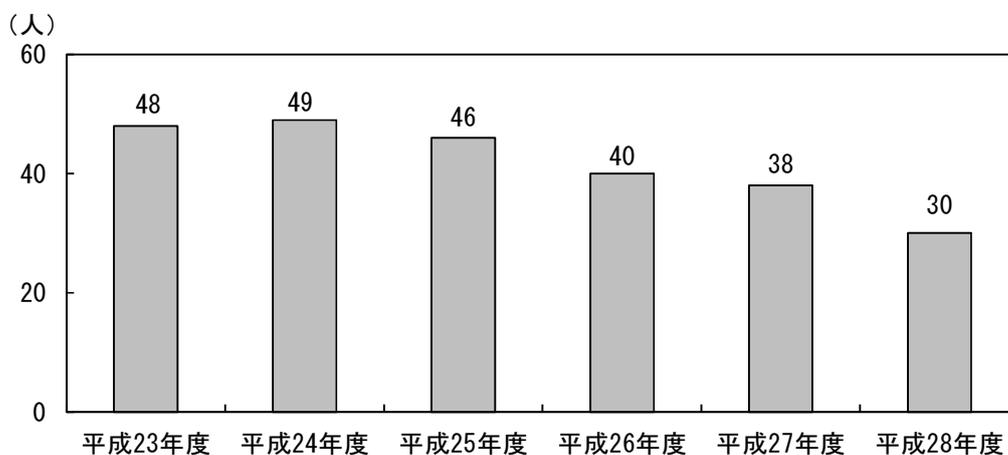


資料：度会町社会福祉協議会

②食生活改善推進員数の推移

食生活改善推進員数は、年々減少傾向にあり、平成28年度は30人となっています。

■食生活改善推進員数の推移

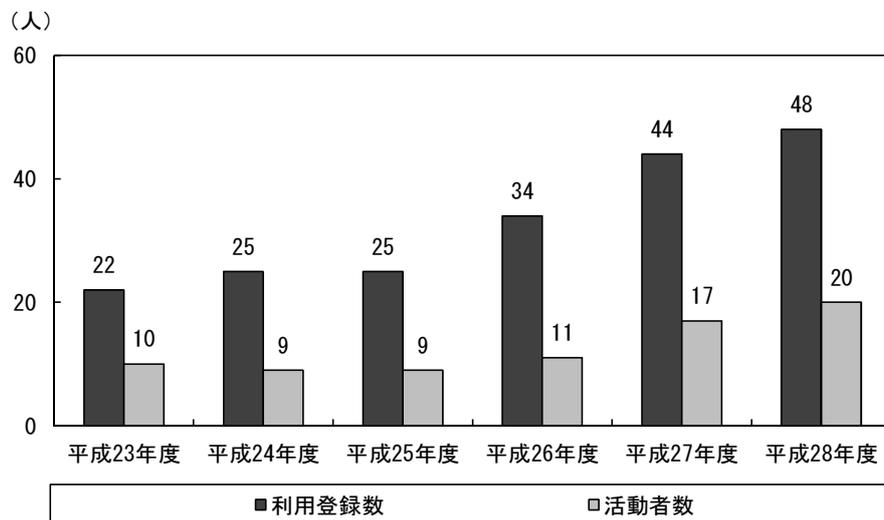


資料：福祉・環境課

③地域お助け隊の状況

地域お助け隊の利用登録数は、年々増加傾向にあり、平成28年度は48人となっています。活動者数についても増加傾向にあり、平成28年度は20人となっています。

■地域お助け隊の利用登録数と活動者数の推移



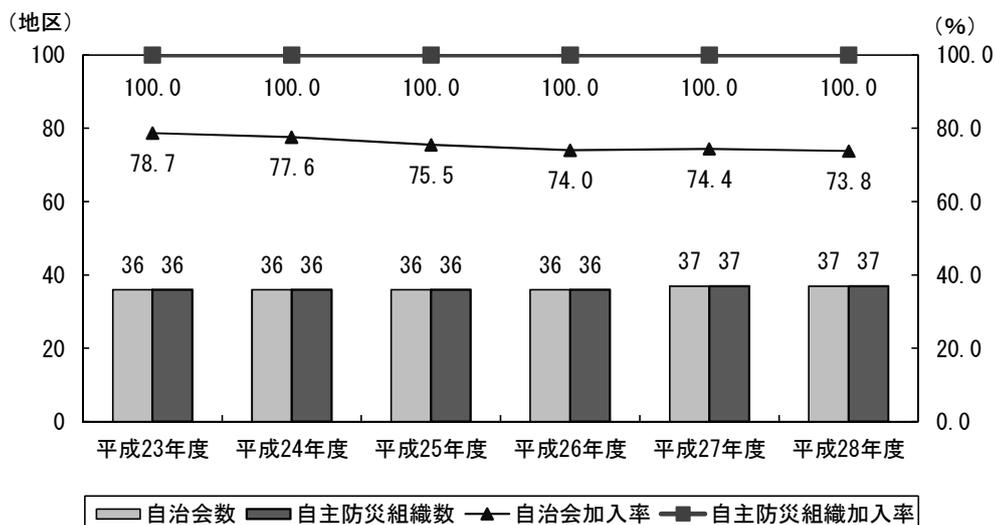
資料：度会町社会福祉協議会

(3) 自治会等の状況

①自治会数と自主防災組織数の推移

自治会数、自主防災組織数は、平成27年度に1地区増加し、平成28年度時点で37地区となっています。また、自治会加入率は平成23年度から平成28年度にかけて、4.9ポイント減少しています。自主防災組織は、全自治会が加入していることから、100.0%となっています。

■自治会数と加入率等の推移

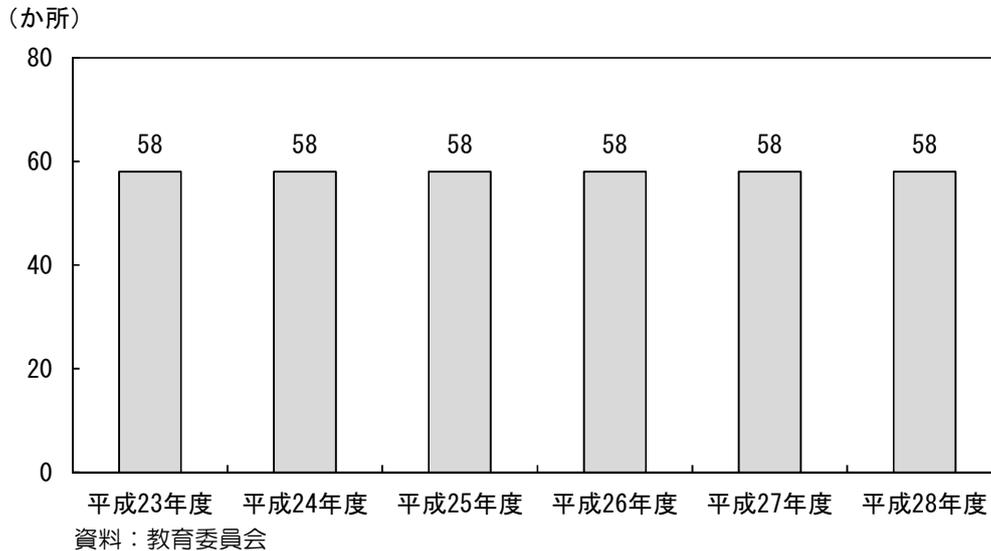


資料：総務課

②「子ども 110 番の家」設置か所数の推移

「子ども 110 番の家」の設置か所数は、平成 23 年度以降 58 か所となっています。

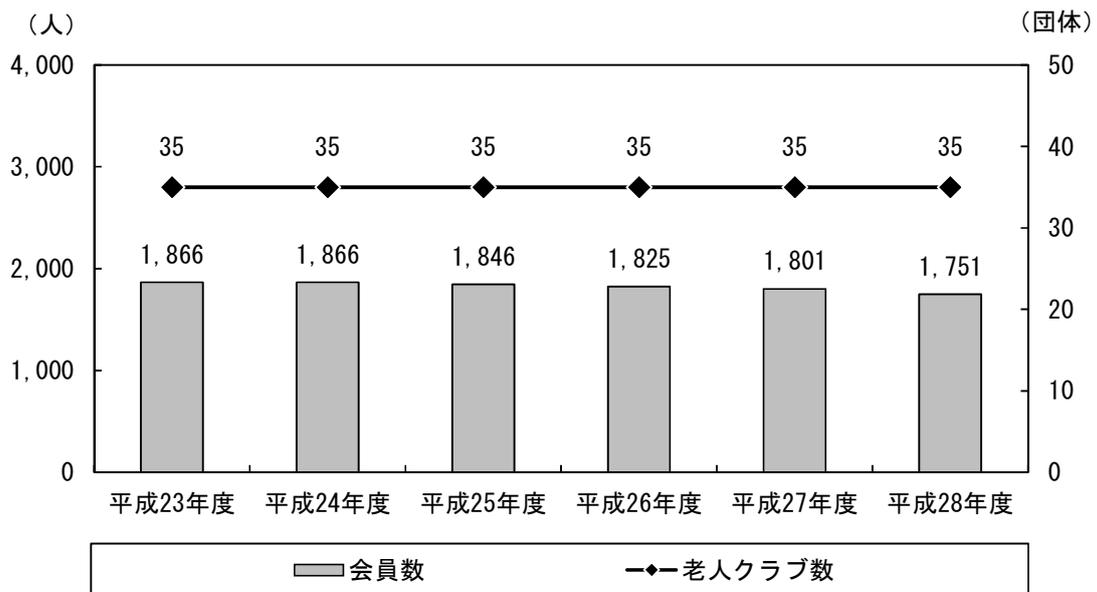
■「子ども 110 番の家」の設置か所数の推移



③老人クラブの状況

老人クラブの団体数は 35 団体を維持していますが、会員数は年々減少傾向にあり、平成 28 年度は 1,751 人となっています。

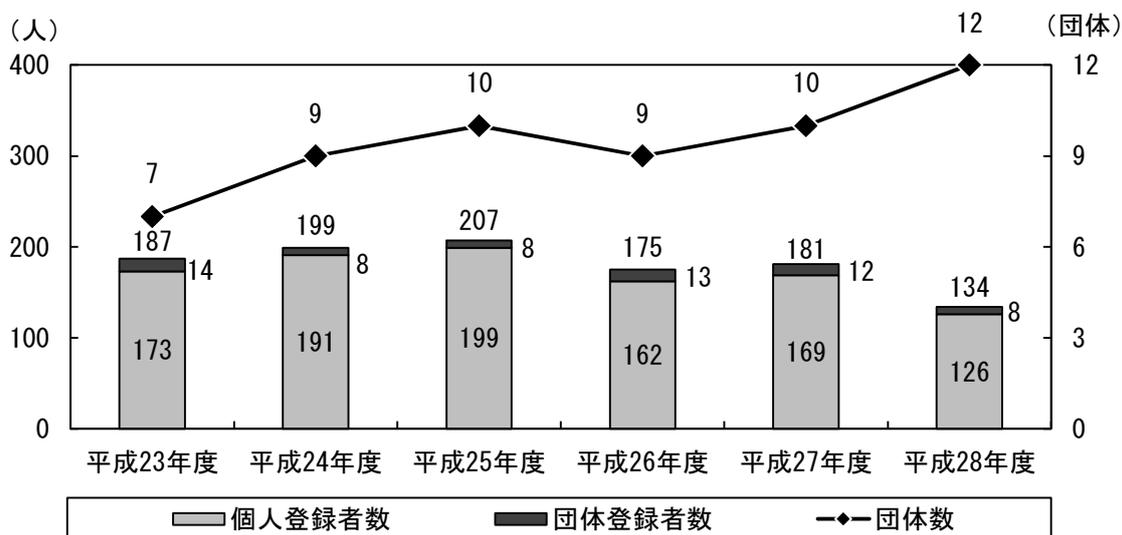
■老人クラブの団体数及び会員数の推移



(4) ボランティア団体の推移

ボランティア登録者数は増減を繰り返しており、平成 28 年度は 134 人となっています。また、平成 28 年度の団体数は、12 団体となっています。

■ボランティア個人登録、団体登録者数及び団体数の推移



資料：度会町社会福祉協議会

(5) 特定非営利活動法人（NPO法人）認証数の推移

本町を活動拠点とする団体は、平成 23 年度以降 2 法人となっています。三重県のNPO法人の認証数は年々増加傾向にあります。

■NPO法人認証数の推移

単位：法人

| | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 度会町 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 三重県 (度会町含む) | 578 | 605 | 639 | 663 | 687 | 703 |

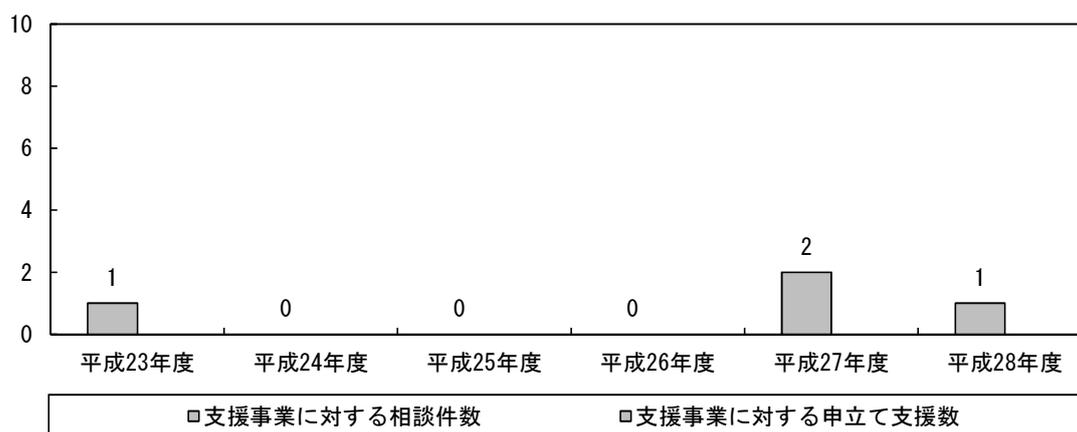
資料：総務課

(6) 日常生活自立支援事業の状況

日常生活自立支援事業の相談援助件数は、平成23年度、平成28年度に1件、平成27年度に2件となっています。

■日常生活自立支援事業の相談援助件数の推移

(件)



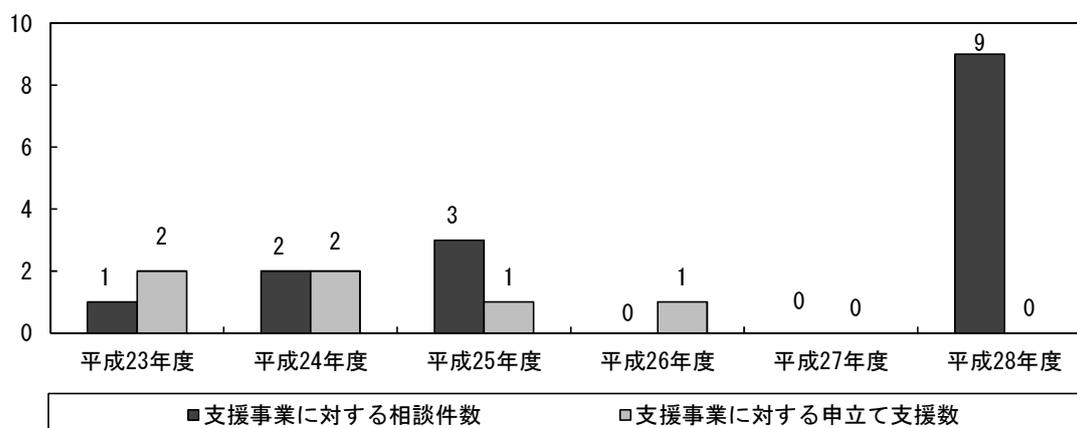
資料：度会町社会福祉協議会

(7) 権利擁護・成年後見制度利用支援事業（相談支援）の状況

支援事業に対する相談は、平成28年度に9件、支援事業に対する申立て支援は、平成26年度に1件となっており、平成27年度以降は0件となっています。

■権利擁護・成年後見制度利用支援事業（相談支援）の推移

(件)



資料：福祉・環境課 住民生活課

3 アンケート調査結果からみる課題

(1) アンケート調査の概要

| | |
|-------|------------------|
| 調査対象者 | 度会町在住の18歳以上の住民 |
| 調査期間 | 平成29年2月10日～2月24日 |
| 調査方法 | 郵送配布・郵送回収 |
| 配布数 | 997 |
| 有効回収数 | 417 |
| 回収率 | 41.8% |

【調査結果の見方】

- 回答結果の割合「%」は、有効サンプル数に対してそれぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

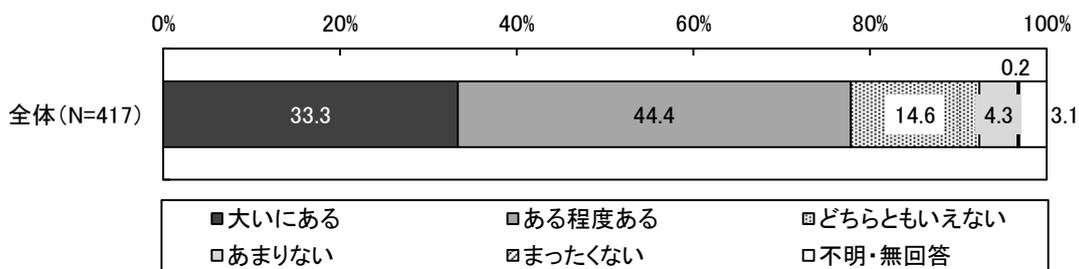
(2) 主な調査結果

【地域への愛着、近所付き合いについて】

- 「地域」への愛着は、7割以上の方が『ある（「大いにある」「ある程度ある」の計）』と回答しています。
- 近所付き合いに対する満足度は高くなっています。不満の理由は、関係の希薄さや、付き合いのある人の少なさをあげる人が多く、より関係を深めた近所付き合いを望んでいると考えられます。

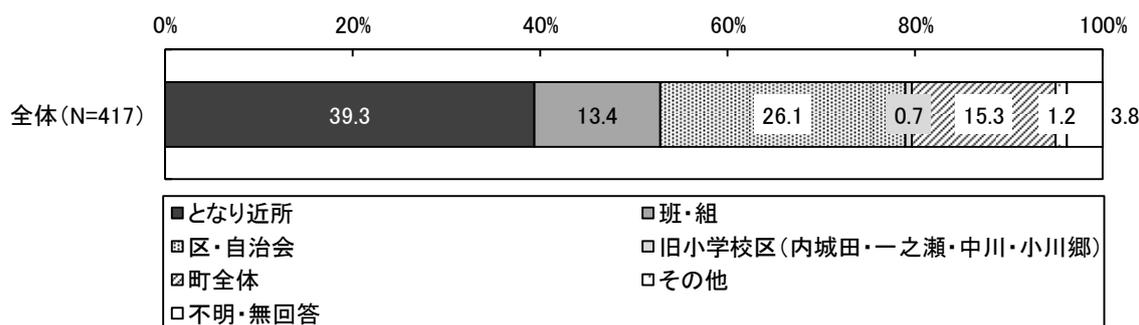
①今住んでいる「地域」への愛着

今住んでいる「地域」への愛着については、「大いにある」が約3割、「ある程度ある」が4割半ばとなっています。



②支え合える「地域」の範囲

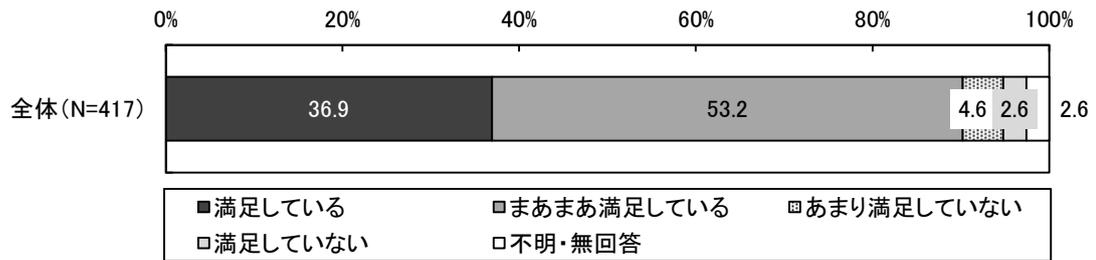
支え合える「地域」の範囲については、より顔の見える間柄である「となり近所」が約4割と最も高くなっています。



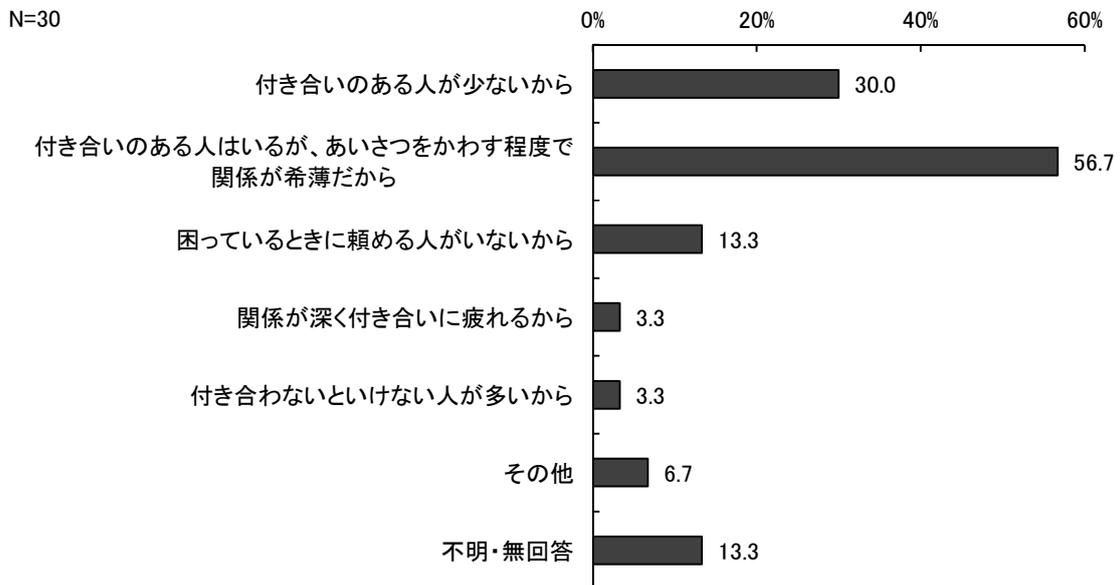
③近所付き合いの程度

近所付き合いの程度については、『満足(「満足している」「まあまあ満足している」の計)』が約9割と高くなっています。『満足していない(「あまり満足していない」「満足していない」の計)』の理由としては、「付き合いのある人はいるが、あいさつをかわす程度で関係が希薄だから」「付き合いのある人が少ないから」が高く、関係の希薄さに不満を抱いている傾向にあります。

■近所付き合いの程度



■近所付き合いに満足していない理由



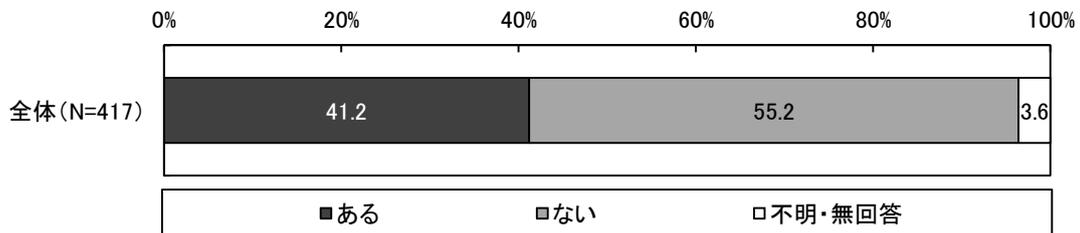
【地域活動などについて】

○地域活動やボランティア活動の経験者からは、担い手の確保、活動をサポートするための相談体制等が求められています。

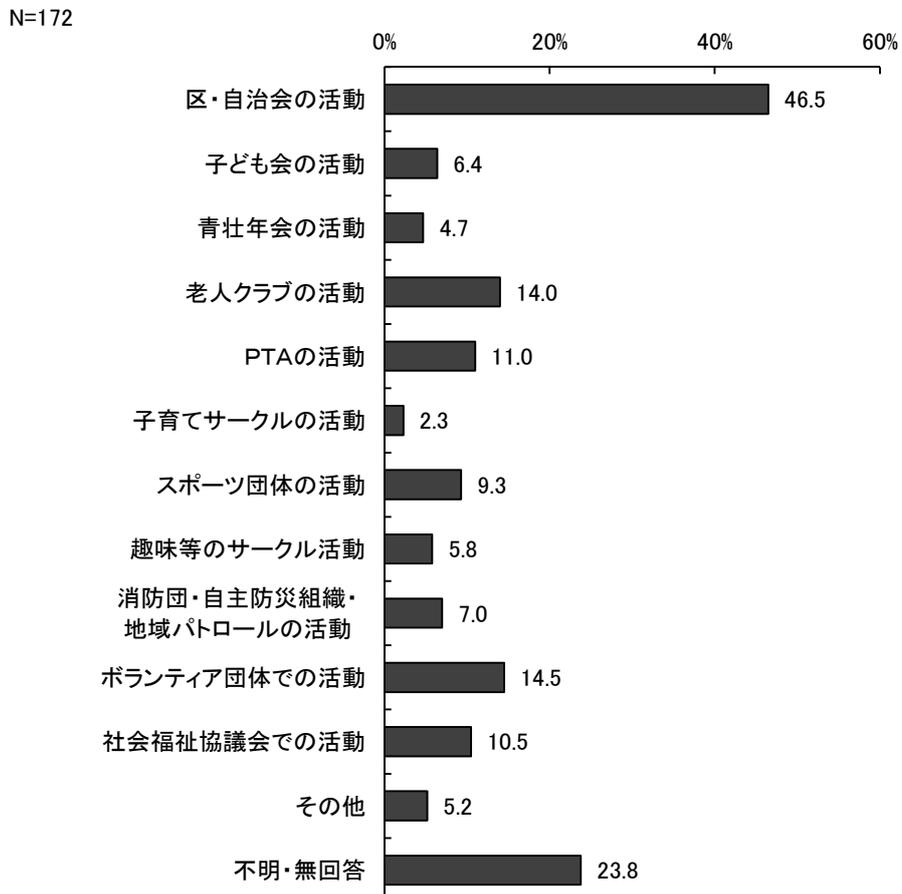
①地域活動やボランティア活動経験

地域活動やボランティア活動経験の有無については、「ある」が約4割となっており、その内容として、「区・自治会の活動」「ボランティア団体での活動」「老人クラブの活動」等が高くなっています。

■地域活動やボランティア活動経験の有無

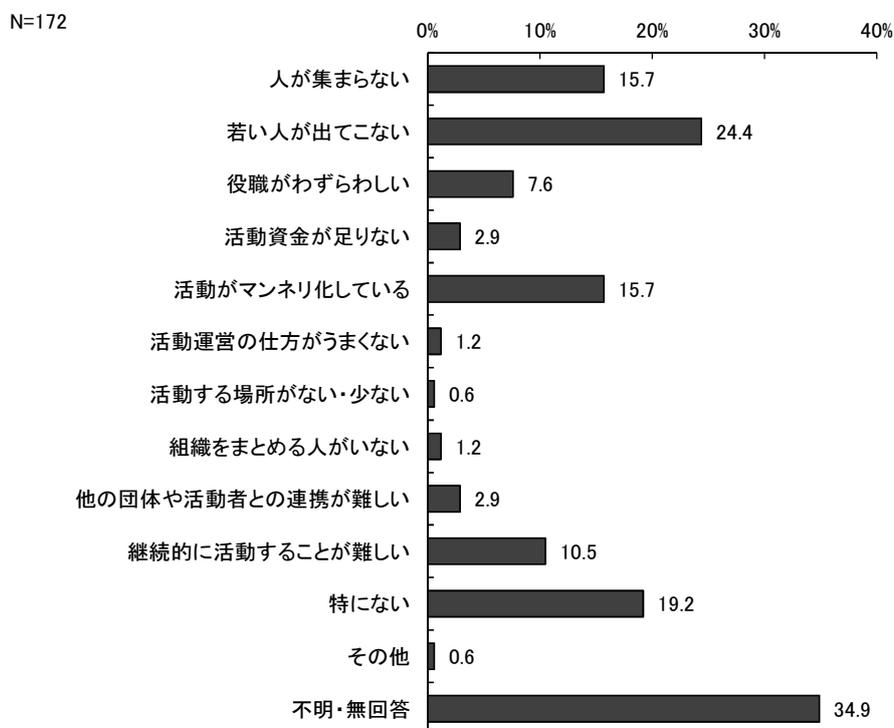


■（地域活動やボランティア活動経験が「ある」方）地域活動やボランティア活動の内容



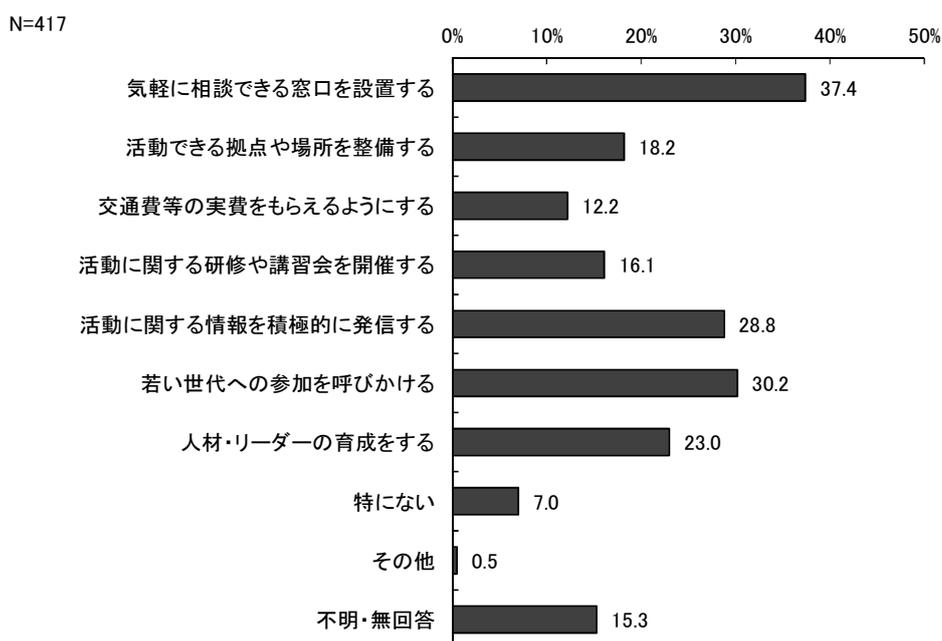
②地域活動やボランティア活動経験のある方が活動の中で困ったこと、苦労したこと

地域活動やボランティア活動で困ったこと、苦労したことについては、「若い人が出てこない」「人が集まらない」「活動がマンネリ化している」といった課題が挙げられており、若い世代を中心とした参加者の確保や、活動のアイデア不足が共通の課題となっています。



③今後、地域活動やボランティア活動の輪を広げていくために必要なこと

今後、地域活動やボランティア活動の輪を広げていくために必要なことについては、「気軽に相談できる窓口を設置する」が3割後半と最も高くなっており、住民の自主的な活動を支えるための相談体制が求められています。

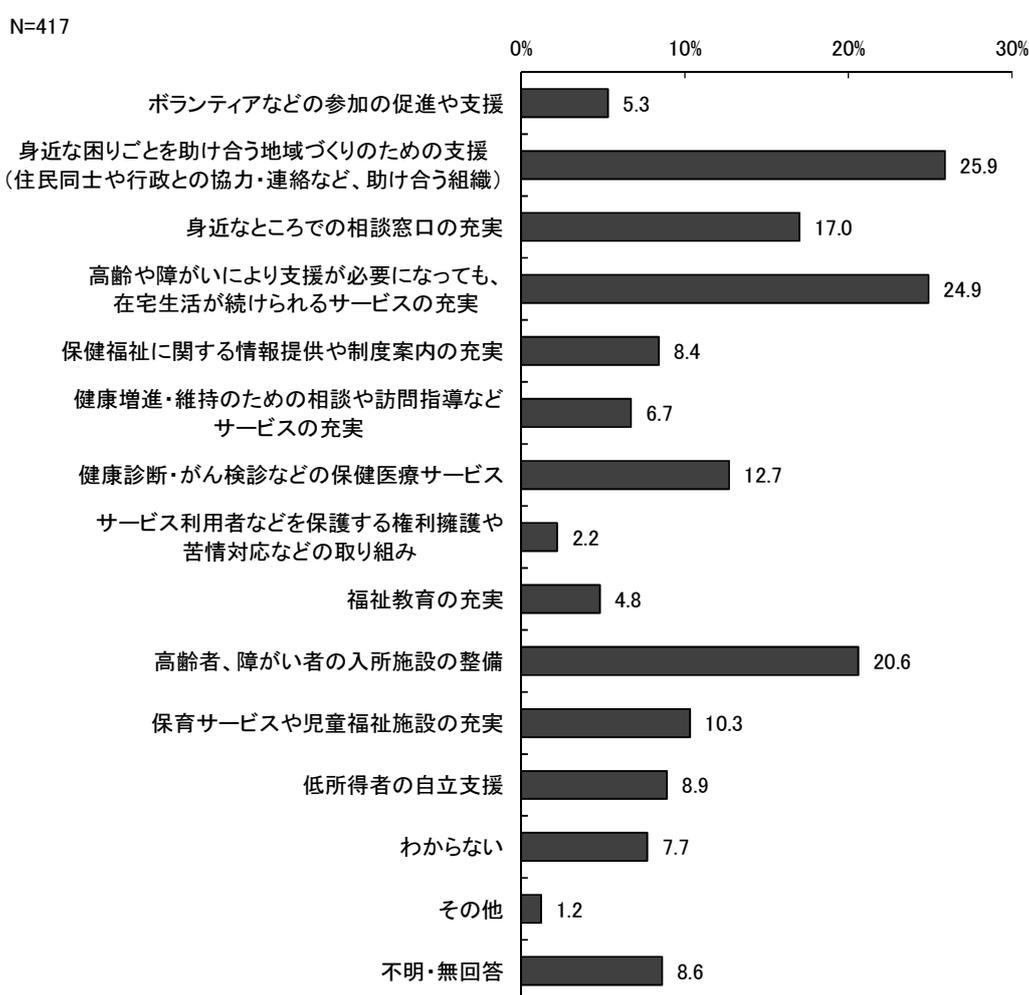


【町が優先して取り組むべき施策について】

○町が優先して取り組むべき施策として、助け合いの地域づくりへの支援や、在宅生活を継続するためのサービスの充実など、重層的な助け合い・支え合いの体制づくりが求められています。

①今後町が優先して取り組むべき施策

今後町が優先して取り組むべき施策については、「身近な困りごとを助け合う地域づくりのための支援（住民同士や行政との協力・連絡など、助け合う組織）」「高齢や障がいにより支援が必要になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が高くなっています。



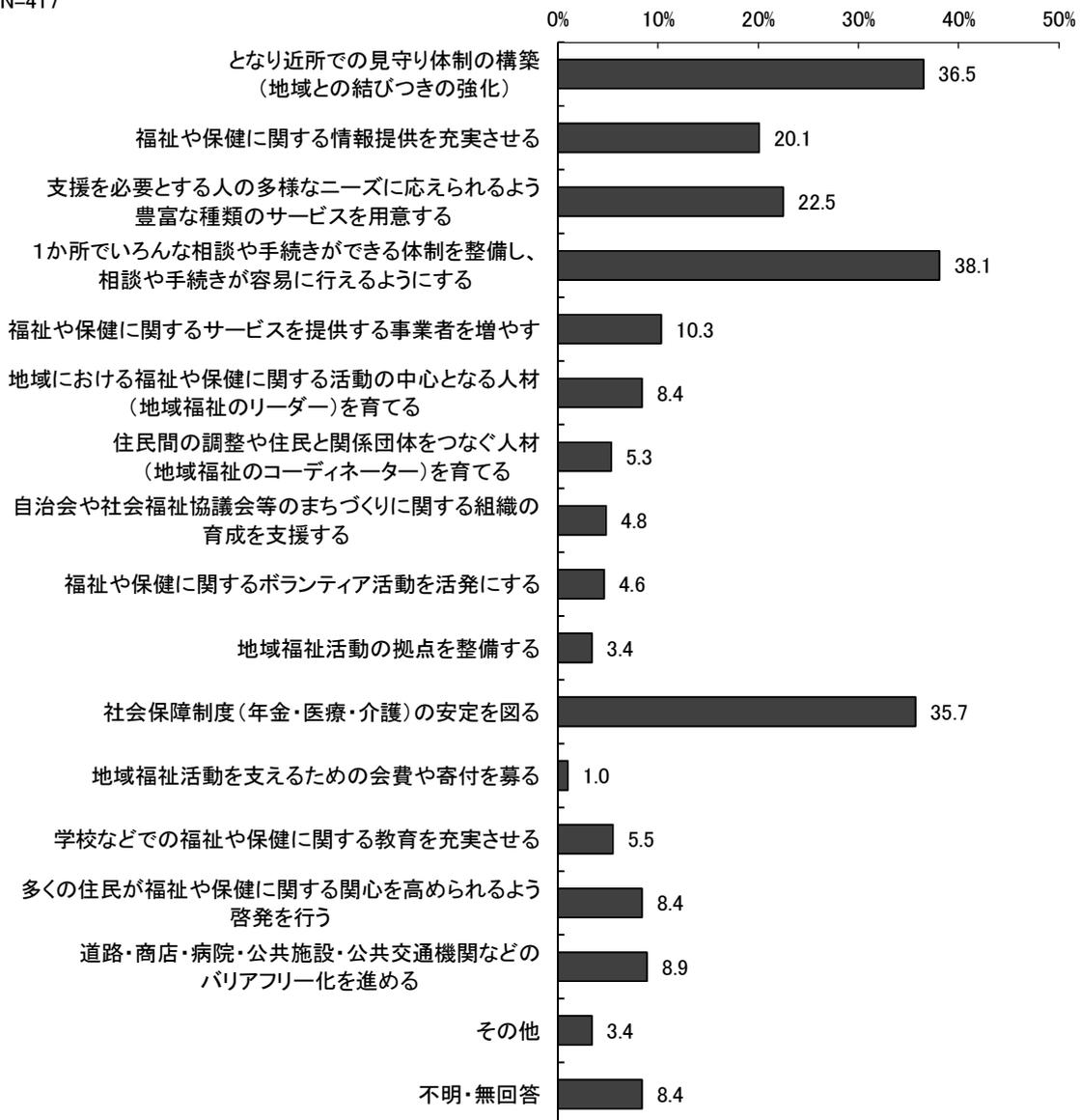
【福祉全般に関することについて】

- 地域で安心して生活していくために必要なこと、行政の福祉や保健に関する相談窓口への希望として、様々な手続きや相談をワンストップで対応できる体制づくりが求められています。
- 地域との結びつきの強化、社会保障制度の安定化等へのニーズも高くなっています。

①誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくために必要だと思うこと

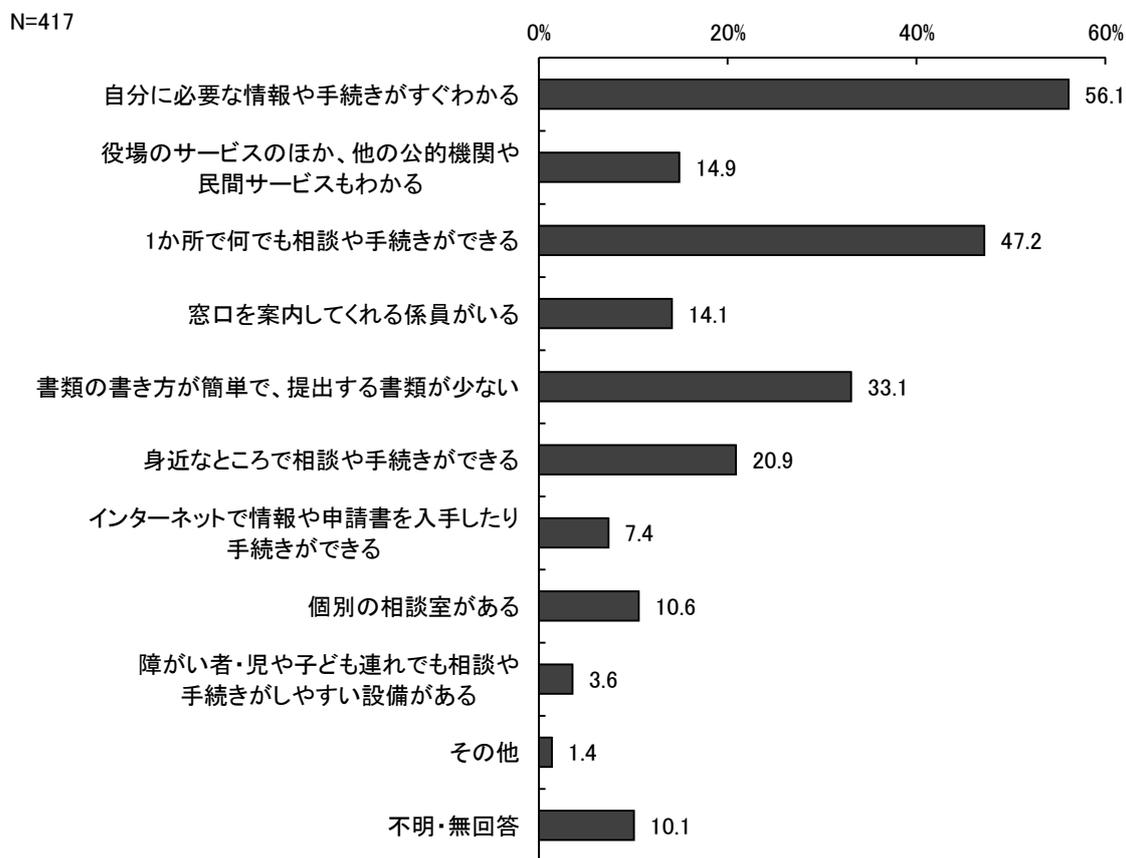
誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくために必要だと思うことについては、「1か所でいろんな相談や手続きができる体制を整備し、相談や手続きが容易に行えるようにする」が最も高く、次いで「となり近所での見守り体制の構築(地域との結びつきの強化)」、「社会保障制度(年金・医療・介護)の安定を図る」が高くなっています。

N=417



②行政の福祉や保健に関する相談窓口を利用する場合の窓口への希望

相談窓口への希望については、「自分に必要な情報や手続きがすぐわかる」、「1か所で何でも相談や手続きができる」が高くなっており、わかりやすい情報提供、相談支援体制の充実が求められています。



4 「わがごと・まるごと わたらい」ワークショップ

(1) 開催の目的

課題の抽出及び方向性の共有を行い
度会町における「地域福祉活動」の活性化に向けた機会とする

このワークショップは、「度会町第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画策定にかかるワークショップ」として、地域で活動している方々に福祉課題や自分たちのできることを話し合ってもらい、その意見などを本計画に反映するために開催しました。

(2) 実施内容

| 日程 | 実施内容 |
|----------------------|--|
| 第1回 平成29年6月14日(水) | ・地域福祉とは？～ワークショップの目的の確認～ ・自己紹介 ・地域の現状と課題抽出・共有 |
| 第2回 平成29年6月28日(水) | ・課題の掘り下げ |
| 第3回 平成29年7月12日(水) | ・解決アイデアの検討 |
| 第4回 平成29年7月26日(水) | ・解決アイデアの具体化 |

■ アイデアを発表



■ グループでアイデアを検討

(3) 地域の資源と課題の掘り下げ（内容抜粋）

テーマ：日中一人暮らしの方への支援・高齢者の引きこもり傾向

| | 項目 | 内容 |
|---------------------------------------|------|--------------------------------------|
| 今できていること | 集まる場 | ●65歳以上を対象に年6回のミニサロンを開催している |
| | | ●農閑期に昼食会を開催している |
| | | ●JA主体のふらっとほーむ（集いの場）がある |
| | | ●一人暮らし・高齢者世帯を対象としたお出かけや食事会の開催 |
| | 見守り | ●日中に一人で暮らしている方の見守り、声かけ |
| | | ●家で余った野菜の交換による交流や畑作物の生育状況の確認など、畑での交流 |
| | | ●連絡が取れない日、顔を見ない日が続く時は訪問して安否を確認 |
| | | ●配りものの際になるべく顔を合わせる（ポストのみにしない） |
| | その他 | ●買い物の付き添いやごみ出しの手伝い |
| | | ●ミニサロン参加の際に足の悪い方を迎えに行く |
| ●近所の人へのあいさつ | | |
| 今後必要なこと | 集まる場 | ●サロンの担い手を探す |
| | | ●サロンや集いの場、支援について知らない人への周知・啓発 |
| | | ●月1回開いているミニサロンで送迎ができるようになればよい |
| | | ●地区でボランティアをする人が少ないので、ボランティア教室があればよい |
| | 見守り | ●区内でのミニ世代間交流をする |
| | | ●高齢者による子どもの見守り活動で引きこもりをなくす |
| | | ●見守り日数を増やす |
| | | ●人による支援・見守りプラスIT機器等の活用による見守り |
| | その他 | ●意欲、やりがいを引き出すしかけ、仕組みづくり |
| | | ●場所の提供 |
| ●魅力のある内容を考える（出かけたがたい、行きたいという気持ちを引き出す） | | |

※上記はワークショップでの意見を基に作成しているため、町内の一地区の状況等も含まれます。

テーマ: 地域交流

| | 項目 | 内容 |
|----------|------|---|
| 今できていること | 集まる場 | ●公民館での講座 |
| | | ●世代交流会が小学校で開催されている |
| | | ●ミニサロン、ふれあいサロンを月2回実施している |
| | | ●集いの場を企画運営するボランティアの養成・育成 |
| | その他 | ●施設に入居していても、行事へ参加すると協力してもらえる |
| | | ●災害・防災の話を伝える場がすでにある |
| 今後必要なこと | 集まる場 | ●趣味がない人でも集まれる場がほしい |
| | | ●サロンに参加する側の意識改革が必要 |
| | | ●男性が気軽に集える場 |
| | 見守り | ●ボランティアのなり手が少なく、もっと養成していく必要がある |
| | | ●民生委員児童委員や福祉推進員からの声かけ |
| | | ●ボランティアを継続する動機・意識づけをどうするか |
| | その他 | ●シルバー人材センターの設立（定年退職者を活用） |
| | | ●福祉事業について住民のみなさんがどこまで理解しているか、行政が資料等で指導していただく事も必要ではないか |
| | | ●行政が主体となってボランティア養成をすることが必要 |

※上記はワークショップでの意見を基に作成しているため、町内の一地域の状況等も含まれます。

テーマ:子育てしやすいまちづくり

| | 項目 | 内容 |
|----------------------------------|--------|---|
| 今できていること | 支援センター | ●子育ての悩みを共有できる |
| | | ●子育て支援センター主催の行事に参加することでお母さんたちと知り合える |
| | | ●イベント・行事に参加することでつながりができる |
| | | ●子育てのサポートができています |
| | | ●保育所へ行くまでの子どもの遊び場がある |
| | 通学 | ●地域の方が登校の見守りをしている |
| | 遊び場 | ●保育所が終わってから公園で遊ぶ子どもたちの声が聞こえてくる。広場に集まる子どもたちを見るのがうれしい |
| ●宮リバー度会パークで他の町の人・子、知らない人・子とつながれる | | |
| 今後必要なこと | 支援センター | ●支援センターの様なところを中之郷と長原の保育所にもつくりたいか |
| | まちぐるみ | ●地域全体で登校の子どもを見守る |
| | | ●地区懇談会（子ども・先生・親が話し合う場） |
| | | ●防犯もかねて子どもたちのあいさつを町ぐるみでできないか |
| | 通学 | ●子どもの交通指導（登校時の歩き方、自転車の乗り方） |
| | | ●通学路の改善 |
| | | ●役場の交差点に信号をつかってほしい |
| | | ●役場へ行く道の農業用水が深いのでガードレールか蓋をしてほしい |
| | 遊び場 | ●まちに安全な遊具があったらもっと楽しい |
| | | ●住んでいる地区に公園や子どもが集まって遊べる場所がない |
| ●放課後の子どもたちの遊びが気になる | | |

※上記はワークショップでの意見を基に作成しているため、町内の一地域の状況等も含まれます。

テーマ:障がい福祉

| | 項目 | 内容 |
|----------|------|---|
| 今できていること | 交流 | ●身体障がい者の会がある |
| | | ●障がい者の親の会がある |
| | | ●小学校・中学校で特別支援学校の子どもたちと交流会を行っている |
| | 相談 | ●障がい者の事を相談できる機関がある |
| | | ●相談があればすぐ地域に出て行く |
| | | ●社協さんがよく来て相談に答えている |
| | その他 | ●近所への声かけ |
| | | ●買い物やごみ出しの手伝い |
| | | ●車いす等の疑似体験を子どもたちにさせてくれる |
| 今後必要なこと | 交流 | ●障がい者同士のネットワークづくり |
| | | ●スポーツや文化活動などに力を入れる（声かけ、呼びかけ） |
| | 交通 | ●ユニバーサルデザイン（それぞれの特性から見た整備） |
| | | ●もっと自由に動ける様な公共交通機関 |
| | | ●バスの本数を増やす |
| | | ●車がないと不便な地区があり、足が悪い方は買い物するのに助けがある |
| | 親亡き後 | ●親が高齢となってきたため、本人も親も不安 |
| | | ●障がい者、介護の必要な高齢者が家族にいる時、自分（私）ができなくなったときが心配 |
| | 理解 | ●医師や教師にも正しい理解をしていない人もいる。専門的な用語で障がい者に説明する |
| | | ●地域・近隣で理解度に差がある |
| | その他 | ●災害時の助け合い、援助 |
| | | ●障がい者の方が町内でも働けるようなところ |
| | | ●地域お助け隊の広がり（60歳定年の方々への呼びかけ） |

※上記はワークショップでの意見を基に作成しているため、町内の一地域の状況等も含まれます。

※ワークショップからの事業アイデアは第4章に掲載します。

5 度会町の地域福祉をめぐる課題

(1) 活動する人や担い手を育て、つなぐ機能の強化

現在ボランティアや地域活動の担い手となっているのは、比較的高齢な人が多く、今後活動を継続させていくためには、若い世代にも活動を広げていくことが重要です。

アンケート調査結果を見ると、地域活動やボランティア活動経験のある人が活動の中で困ったこと、苦労したこととして、「若い人が出てこない」「人が集まらない」「活動がマンネリ化している」といった課題が挙げられています。ワークショップからも、地域活動を継ぐ若い世代が不足しているなどの意見があり、若い世代を中心とした参加者の確保や、活動のアイデア不足が共通の課題となっています。

働き盛り世代の地域活動、ボランティア活動などへの参加は、時間的な制約もあり、なかなか進まないのが現状です。そのため、現在参加が難しい層であっても、時間的な余裕ができたときや、退職後の活動の場として、「地域活動」が選択肢に挙がり、スムーズに活動へ参加できるような環境を整備することが必要です。

また、アンケート調査結果を見ると、今後、地域活動やボランティア活動の輪を広げていくために必要なことについて、「気軽に相談できる窓口を設置する」が高くなっており、今後は、行政や社会福祉協議会のコーディネーター機能を強化し、活動にあたっての課題の解決、活動の中心となるリーダーの育成などを支援していくことが重要です。

(2) 何でも相談できる窓口機能の強化

アンケート調査結果を見ると、誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくために、必要だと思うことについては、「1か所でいろんな相談や手続きができる体制を整備し、相談や手続きが容易に行えるようにする」が最も高くなっています。

本町では、平成28年に総合相談窓口を設置し、子どもから高齢者まで様々な相談を受け付けています。今後は、総合相談窓口のさらなる周知を進めるほか、住民にとって身近な相談相手となっている民生委員児童委員や関係機関、団体と連携して、適切な支援へ結びつける機能を強化することが重要です。

(3) 支え合いの仕組みをつくり、進める機能の強化

平成 27 年度に施行された生活困窮者自立支援制度をはじめ、高齢者福祉の分野で先行して取り組んでいる地域包括ケアシステムの考え方、「地域共生社会」の実現など、近年、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らしていくための新たな仕組みづくりが始まっています。

アンケート調査結果を見ると、今後町が優先して取り組むべき施策について、「身近な困りごとを助け合う地域づくりのための支援（住民同士や行政との協力・連絡など、助け合う組織）」「高齢や障がいにより支援が必要になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が高くなっており、本町においても、身近な範囲での支え合い、住民間や行政との協力による助け合い、そして行政による福祉サービス等の支援といった、重層的な助け合いの仕組みづくりが求められています。

複雑・多様化する暮らしの問題に行政だけで対応することは困難になっており、より住民に身近な地域で活動している地域の団体、NPO団体やボランティア団体との協力体制を進めることで制度を補完し、本町の支え合い・助け合いの推進体制の構築を進める必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

人口減少や核家族化が進む中、本町においても、家庭内における介護や子育てなどのあり方、地域における支え合いや隣近所のつながり等が徐々に変化しています。

住民が相互に助け合い、一人ひとり自分らしく活躍できる「地域共生の度会町」を実現するためには、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、あらゆる住民へ呼びかけ、また、声をかけ合い、理解と協力を得る努力を継続することが大切です。また、これからの時代に合った地域における支え合いの仕組みを構築していくことが求められます。

「第6次度会町総合計画後期基本計画」に掲げた「めざす姿」を踏まえ、本計画の基本理念を次のように掲げます。

■「第6次度会町総合計画後期基本計画」の「地域福祉の充実」におけるめざす姿

地域全体で町民が相互に支え合い、助け合う福祉社会の実現に向け、どんな課題にも地域全体が協力支援できるネットワークを備えたコミュニティの形成をめざします。また、町民が自発的に福祉ボランティア活動へ参加できる環境を整えていきます。

■基本理念

「お互いさま」で支え合い 自分らしく暮らせるまち



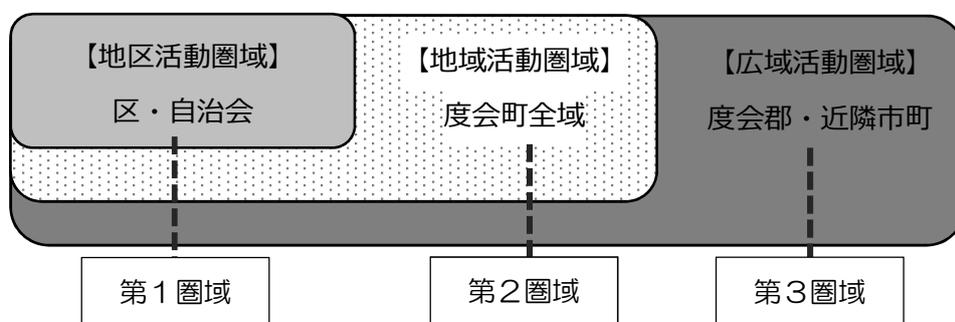
2 度会町における地域共生社会の実現に向けて

これまで本町では、「度会町地域福祉計画」において、「地区活動圏域」「地域活動圏域」「広域活動圏域」の3層構造の福祉圏域を設定し、地域福祉を推進してきました。

現在国では、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現をめざしています。地域共生社会の実現のためには、高齢者、障がいのある人、子ども等すべての住民が必要に応じた支援を受けつつ、それぞれに役割を持ち、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成することが求められます。

本町では、「度会町地域福祉計画」において設定した福祉圏域を基本として、現在取り組んでいる活動やサービス、人的資源が効果的に機能し、住民が安心していきいきと暮らせる地域づくりをめざします。

■度会町「福祉圏域」のイメージ図



【第1圏域：地区活動圏域】区・自治会

地域福祉活動を展開する最も基礎的な活動圏域であり、「顔のみえる関係づくり」を行いやすい利点を活かして、見守り活動、地区活動圏域と位置づけます。

日常的な支え合い活動を促進し、行事や地域交流、防災・防犯等、地域活動の中心として活動の活性化を図ります。

【第2圏域：地域活動圏域】度会町全域

地域福祉行政を全体的に調整する圏域であり、「地区活動圏域」が集約した圏域と位置づけます。行政のコミュニティ施策や子育て支援、障がい者施策、介護保険事業計画における日常生活圏域との調整も踏まえた圏域となります。

【第3圏域：広域活動圏域】度会郡・近隣市町

度会郡・近隣市町において、共通課題や広域的に対応することを目的とした圏域と位置づけます。

保健・医療と福祉の連携などについて検討を進めます。

3 基本目標

基本目標 1 支え合いの人づくり

地域福祉を充実させ、より一層推進していくためには、地域の「人」の力が最も重要です。民生委員児童委員や地域お助け隊、ボランティア等、地域で活躍している団体への支援を行うことにより、地域においてリーダーシップを発揮しながら、地域と行政をつなぐことのできるリーダーの発掘・育成に取り組みます。

また、定年を迎えた世代が、スムーズに地域活動に参画できるよう、活躍の場についての情報発信を進め、地域活動の担い手を発掘します。

さらに、子どもころから地域の福祉活動に参加するきっかけをつくることで、地域福祉を学び理解を深めるほか、将来の福祉人材を育成する取り組みを進めます。

基本目標 2 安心・安全な仕組みづくり

近年、全国的に、育児と介護の両方を抱える問題（ダブルケア）、ひきこもり、生活困窮、子どもの貧困等、複合化問題、制度の狭間にある問題が地域で発生しています。

本町においては、様々な福祉にかかわる問題を受け付ける総合相談窓口において、こうした福祉課題の早期発見に取り組みます。発見後も、適切な支援に結びつけるため、介護・高齢者福祉、障がい、子ども・子育て等、各分野の相談支援との連携を強化し、きめ細かな相談支援体制の充実を図ります。

また、日常的な人と人とのつながりを活かし、地域において子どもから高齢者まで見守り体制を推進します。

さらに、東日本大震災をはじめとした自然災害を背景として、近年防災への関心が高まっています。本町においても、町内全地区で自主防災組織が立ち上がるなど、地域の防災意識が高まっています。引き続き、地域防災の重要性を啓発するとともに、自主防災組織と行政の協働による防災対策の強化を図ります。

基本目標 3 ふれあいの場所づくり

地域での自主的な福祉活動を生み、育てるためには、人や情報が集まる場を設け、地域課題を話し合うことが大切です。こうした場を一過性のものにせず、地域に根付いたものとしていくため、住民の主体的な活動による、地域に合った集いの場の立ち上げを支援します。

基本目標 4 地域生活を支える環境づくり

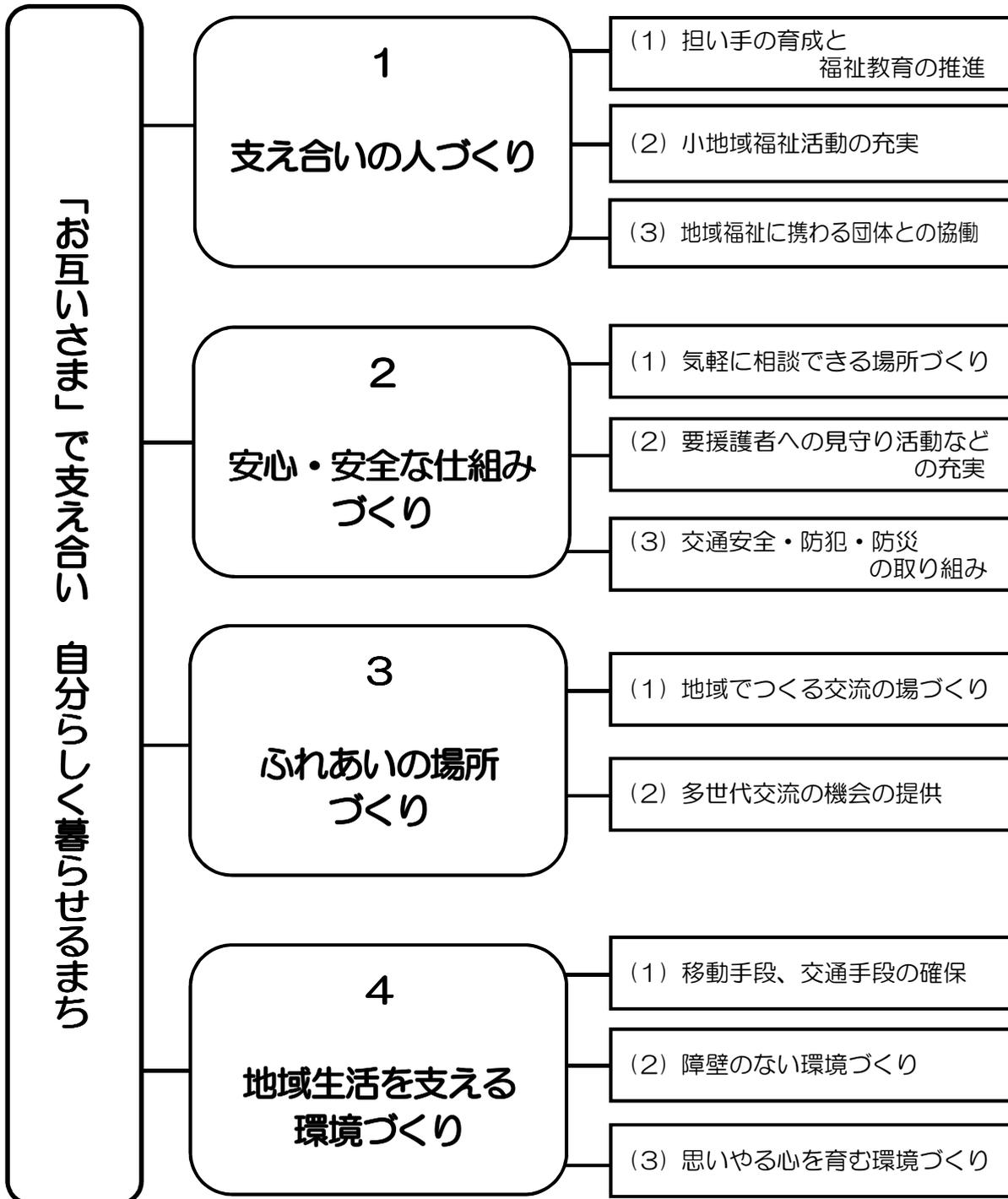
本町のどこに住んでいても、暮らしやすいと感じることができるよう、地域の実情に応じた交通手段を検討します。また、子どもや高齢者、障がいのある人等、誰もが安心・安全に道路や公共施設を利用できるよう、バリアフリー化を推進するとともに、地域全体として、ノーマライゼーションの考えが浸透した地域づくりに取り組みます。

4 施策体系

基本理念

基本目標

取り組みの方向



第4章 目標達成のための取り組み

基本目標1 支え合いの人づくり

(1) 担い手の育成と福祉教育の推進

一人でも多くの住民が地域や福祉に関心と理解を持ち、可能な範囲においてボランティア活動に参加することは、地域の福祉力を高める重要な第一歩となります。

ボランティア講座の開催などを通じて、地域福祉の担い手の育成を進めるとともに、将来の地域の担い手となる子どもたちへの福祉教育に取り組みます。

▶ 1-(1)-① 地域福祉の担い手の育成

行政の取り組み

「ボランティア養成講座」の実施を支援し、地域福祉を推進する担い手意識を高め、地域において核となる人材を育成します。

また、中学生の福祉現場での職場体験等、若い世代が福祉にかかわる機会を提供し、次代の福祉活動の担い手となる人材や組織の育成を図ります。

<主な事業>

- ・福祉現場での職業体験（中学生）

社会福祉協議会の取り組み

「ボランティア養成講座」や福祉講演会の実施、高校生と高齢者の交流事業等を通じて、地域福祉を推進する担い手意識を高め、地域において核となる人材を育成します。

<主な事業>

- ・ボランティア養成講座、福祉講演会の実施
- ・高校生と高齢者の交流事業

▶ 1-(1)-② 地域共生に向けた福祉意識の向上(福祉教育の推進)

行政の取り組み

住民一人ひとりが、地域社会を構成する一員としての関心と自覚を高めることができるよう、町内の小学校・中学校・高等学校の児童・生徒が、地域福祉の大切さについて学ぶための機会を提供します。

<主な事業>

- ・ 特別支援学校との交流事業
- ・ 児童等への地域福祉の普及啓発

社会福祉協議会の取り組み

小学校・中学校の児童・生徒を対象に、社会福祉への理解と関心を深めるために福祉教育・学習機会を提供します。

また、ボランティア団体や行政の協力を得て、福祉に関する実践活動を含めた講座・体験等を支援します。

<主な事業>

- ・ 一日福祉体験教室



(2) 小地域福祉活動の充実

地域のボランティアや地域福祉の担い手が互いに情報を共有することで、より積極的な活動ができるよう、多様な主体による連携を促進します。

また、豊かな経験・知識・技能を持つ高齢者による社会参加や社会貢献を促進することで、高齢者自身の介護予防や、地域全体の活力の維持につなげます。

▶ 1-(2)-① 地域ボランティア、NPO団体の育成・支援・連携

行政の取り組み

ボランティアやNPO団体等、住民活動を行う団体等の交流の機会を提供し、様々な住民活動が連携し、お互いの情報共有や協働ができるネットワークづくりを支援します。

<主な事業>

- ・ボランティアセンター事業への支援

社会福祉協議会の取り組み

ボランティアやNPO団体等、団体間の交流の機会を提供し、様々な主体が連携してお互いの情報共有や協働活動ができるネットワークづくりを行います。

<主な事業>

- ・ボランティアセンター事業

住民からのアイデア

○シルバー隊

地区で役員をつくり、5～6人で進めたい。

○手づくり料理配食サービス

週に1回、公民館等で野菜料理を中心に料理をつくり、一人暮らしの高齢者に届けたい。

▶ 1-(2)-② ボランティア活動の充実

| |
|--|
| 行政の取り組み |
| 高齢者や障がいのある人、子ども等、誰もが地域の中で元気に楽しく、幸せに暮らしていくために、「いつでも、どこでも、誰でも、楽しく」参加できるボランティア活動を支援します。 |
| <主な事業> ・ボランティアセンター事業への支援 |
| 社会福祉協議会の取り組み |
| 高齢者や障がいのある人、子ども等、誰もが地域の中で元気に楽しく、幸せに暮らしていくために、「いつでも、どこでも、誰でも、楽しく」参加できるボランティア活動を推進します。 |
| また、「地域お助け隊」の活動を通じて地域の支援ニーズの掘り起こしを行い、ボランティアの活躍の機会を創出します。 |
| <主な事業> ・地域お助け隊への活動支援 ・ボランティアセンター事業 |

▶ 1-(2)-③ 高齢者の活躍の場の提供

| |
|---|
| 行政の取り組み |
| 定年を迎えた団塊の世代の人たちが、これまでの経験を活かした活動や新しい地域活動に参画することができるよう、活動の場についての情報を発信します。 |
| また、シルバー人材センターの設立に向けた検討を進め、団塊世代・高齢者の活躍の場を提供します。 |
| <主な事業> ・シルバー人材センターの設立に向けた検討 |
| 社会福祉協議会の取り組み |
| 高齢者がいつまでも元気で、生きがいを持ち続け、地域活動に参加できるよう、清掃活動や交流会、募金活動等を行うなど、より一層の事業を推進します。 |
| また、シルバー人材センターの設立に向けた検討を進め、団塊世代・高齢者の活躍の場を提供します。 |
| <主な事業> ・シルバー人材センターの設立に向けた検討 |

(3) 地域福祉に携わる団体との協働

地域福祉を進めるうえで、地域福祉に関係する団体や組織等と協働していくことは必要不可欠です。そのため、地域団体、社会福祉協議会、行政の連携体制のさらなる強化を図ります。

▶ 1-(3)-① 協働による福祉のまちづくり

| 行政の取り組み |
|---|
| 地域福祉に関係する団体と協働し、研修及び既存の取り組みへの住民の参加を促すなど、地域福祉を推進する人材を育成し、福祉のまちづくりを推進します。 |
| <主な事業> ・支え合いに関する講演会の開催 |
| 社会福祉協議会の取り組み |
| 小地域の福祉活動を推進するため、民生委員児童委員や福祉推進協力員の活動を支援します。また、地域住民・団体の主体的な地域福祉活動への参加を促進するため、広報紙を中心とした広報・啓発活動を進めます。 |
| <主な事業> ・民生委員児童委員、福祉推進協力員の合同研修の開催 ・地域福祉活動促進に関する広報・啓発活動 |

▶ 1-(3)-② 行政・社会福祉協議会の協働

| 行政の取り組み |
|--|
| 地域福祉の中核的な存在である社会福祉協議会と連携を密にし、社会情勢の変化に対応した地域福祉のあり方をともに検討し、協力し合って福祉のまちづくりを推進します。 |
| <主な事業> ・地域福祉活動計画との連携 |
| 社会福祉協議会の取り組み |
| 行政と連携を密にし、社会情勢の変化に対応した地域福祉のあり方をともに検討し、協力し合って福祉のまちづくりを推進します。 |
| <主な事業> ・地域福祉計画との連携 |

基本目標 2 安心・安全な仕組みづくり

(1) 気軽に相談できる場所づくり

住み慣れた地域の中で安心して生活するために、気軽に相談できる窓口の充実を図るとともに、地域における民生委員児童委員、各種相談員や相談窓口を周知します。また、行政の相談窓口や各地域団体等が協働により、包括的な相談支援体制づくりを進めます。

▶ 2-(1)-① 相談支援体制の充実

行政の取り組み

各種相談所や総合相談窓口等が、誰でも気軽に相談できる身近な相談の場となるよう、関係機関との協働による相談支援体制の充実を図ります。

また、庁内各課の連携により、相談支援機関等に関する情報や住民ニーズの共有を図るほか、専門的な相談を必要とする利用者に対しては、該当する相談機関の紹介を行います。

さらに、広報紙やパンフレット、ホームページ等を活用して、制度改正や各種福祉サービスについての情報を発信します。

<主な事業>

- ・行政相談所、人権相談所の開設
- ・総合相談窓口の運営

社会福祉協議会の取り組み

地域住民の多様な悩み・心配ごとを本人の立場になって対応する「ふれあい福祉相談事業」を充実させるとともに、行政の相談機関との連携強化を図ります。

<主な事業>

- ・ふれあい福祉相談事業

住民からのアイデア

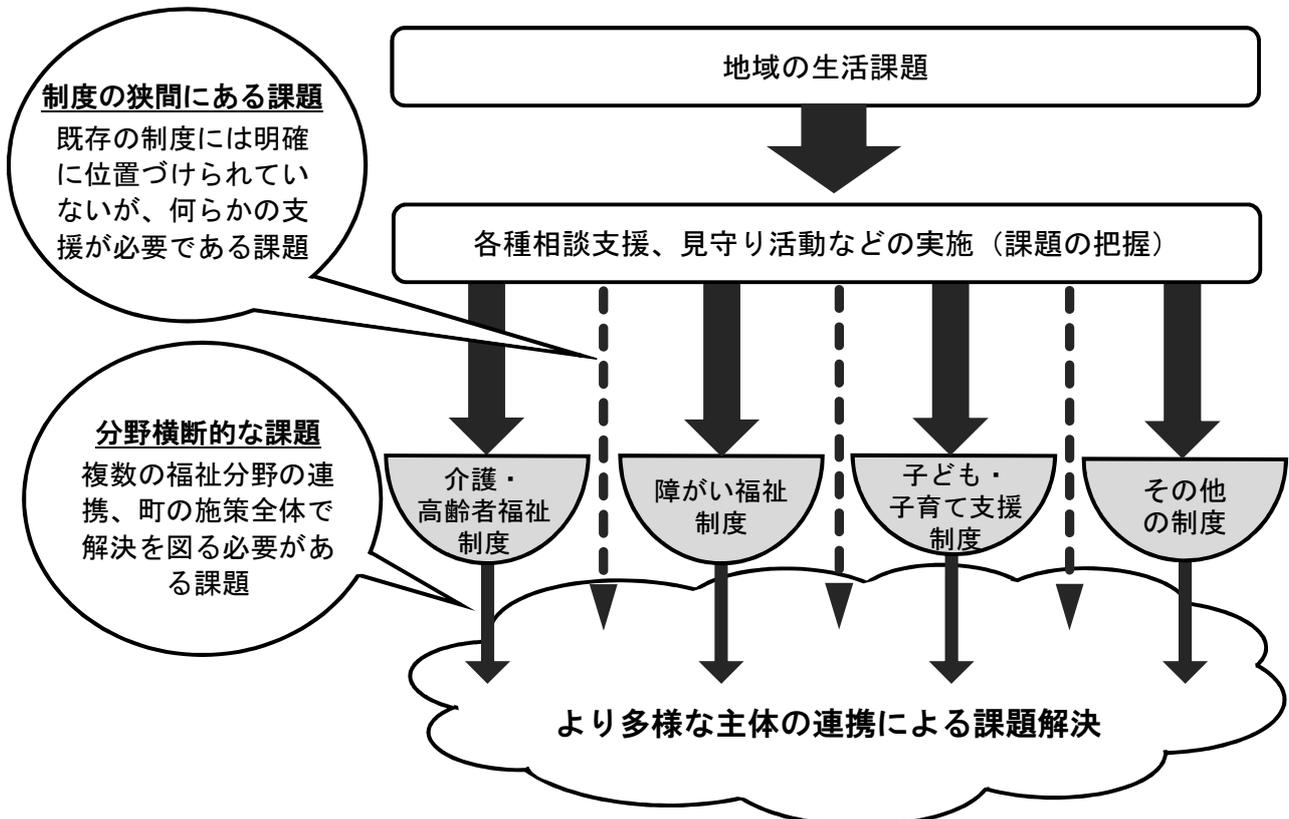
○地域の声を行政に届ける仕組みづくり

地区の問題を区長さん中心に民生委員児童委員さん、推進員さん等、地区で話し合って地区として声を届ける仕組みをつくる。地区でワークショップを行い、自分たちで話し合うと実行しやすいと思う。

▶ 2-(1)-② 制度の狭間にある人の早期発見・対応

| 行政の取り組み |
|---|
| <p>生活困窮やひきこもり等の制度の狭間にある人や、育児と介護のダブルケア、老老介護などの複合的な課題を抱えている家庭について、各種相談事業を通じて早期に発見し、各福祉分野や関係機関と連携して、適切な支援につなげるよう努めます。</p> <p><主な事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政相談所、人権相談所の開設 ・総合相談窓口の運営 |
| 社会福祉協議会の取り組み |
| <p>各種事業や民生委員児童委員の活動などにおいて、生活困窮やひきこもり等の制度の狭間にある人や、育児と介護のダブルケア、老老介護などの複合的な課題を抱えている家庭、自ら相談に行ったり支援を求めたりすることが困難な人等を発見した場合、行政との情報交換を密にし、適切な支援につなげるよう努めます。</p> <p><主な事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい福祉相談事業 |

■福祉分野や関係機関との連携による支援体制イメージ



(2) 要援護者への見守り活動などの充実

区や自治会を中心に身近な地域の相談役である民生委員児童委員と連携して、地区活動として地域での見守りや相談支援体制の整備を図り、地域における孤立・孤独の防止や状態が深刻化する前の早期発見に取り組みます。また、事故や犯罪に巻き込まれない地域づくりを進めます。

さらに、高齢者人口の増加により、権利擁護や成年後見制度の相談件数、利用者の増加が見込まれています。利用者の立場を尊重し利用者の権利が侵害されないよう、制度の普及啓発に取り組むとともに相談窓口のより一層の充実を図ります。

▶ 2-(2)-① 見守りネットワーク活動の推進

| 行政の取り組み |
|---|
| 子育て世帯や障がいのある人、一人暮らし高齢者等、支援を必要とする人が地域の中で孤立することなく、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるよう、地域住民による支え合い・助け合い活動を支援します。 |
| <主な事業> ・わんわんパトロールの実施 ・子どもの見守り活動の実施 |
| 社会福祉協議会の取り組み |
| 子育て世帯や障がいのある人、一人暮らし高齢者等、支援を必要とする人が地域の中で孤立することなく、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるよう、地域住民による支え合い・助け合い活動を展開します。 |
| また、プライバシーの問題に配慮しながら、見守りによる訪問活動の充実など、地域住民と連携して活動できる環境づくりを進めます。 |
| <主な事業> ・緊急連絡カードの作成 ・「ふれあい食事サービス」の実施 ・民生委員児童委員による見守り活動の実施 |

住民からのアイデア

○要支援者台帳の継続・充実

年度初めに広報で台帳を周知し、また、障害者手帳等の手帳更新時に対象者への周知をするなど、登録者をつのる。

自治会、地区防災会、民生委員児童委員、社会福祉協議会、行政との協議を進め、定期的に台帳を更新し、常に最新情報にしておくことが大切。

▶ 2-(2)-② 一人ひとりの権利を守る取り組みの推進

行政の取り組み

認知症高齢者や一人暮らし高齢者が安心して福祉サービスを利用することができるよう、成年後見制度の普及啓発・利用支援に努めるとともに、本人の意思を尊重し、身上に配慮した支援を行います。

また、各種相談事業等を推進し、権利擁護が必要な人等の発見に努めます。

<主な事業>

- ・成年後見制度についての普及啓発

社会福祉協議会の取り組み

日常的な金銭管理について自己の判断で適切に行うことが困難な人が、安心して適正に福祉サービスを受けることができるよう、民生委員児童委員と連携して権利擁護が必要な人を発見し、支援へつなげます。

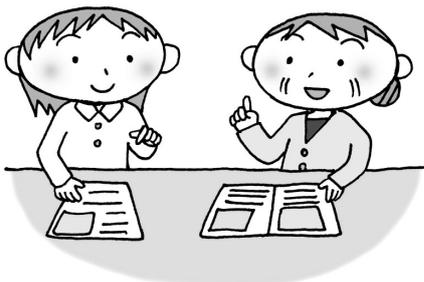
<主な事業>

- ・日常生活自立支援事業の推進、普及啓発

住民からのアイデア

○お互いさまで助け合い見守り班

近くに住む仲の良い人で3～5人のグループをつくり、お互いに気にかけてあう。日ごろから散歩や買い物に行くときに声をかけたりして、お互いにちょっとおせっかいを受け入れる関係をつくることで、大変な時もグループメンバーに相談できるようになる。



(3) 交通安全・防犯・防災の取り組み

誰もが安全に安心して生活できるよう、関係機関との協力体制のもと、地域住民の交通安全に対する意識を醸成するほか、高齢者等を狙った悪質商法などの予防や被害に遭わないよう注意を促すなど、交通安全・防犯対策の充実を図ります。

地域における日常的な人と人とのつながりは、防犯対策ともなるほか、地震や風水害、火事等の災害時の相互の助け合い活動にもつながります。このことから、災害対策を通じた地域の絆づくりを進めます。

▶ 2-(3)-① 地域での交通安全対策の推進

行政の取り組み

地域の中で、交通安全意識の普及啓発に努めるとともに、関係機関と連携し、交通安全対策の推進を図ります。

また、地域で特に注意が必要な場所等について、住民間で共有できる仕組みを検討します。

<主な事業>

- ・ 保育所、小学校等における交通安全教室の開催、交通安全指導
- ・ 登下校見守り支援
- ・ 交通安全事業への補助

社会福祉協議会の取り組み

地域の中で、交通安全意識の普及啓発に努めるとともに、関係機関と連携し、交通安全対策の推進を図ります。

<主な事業>

- ・ 老人会での交通安全教室の開催など

住民からのアイデア

○就学前・後の保護者・地域の人交流会

交流会を通じて、通学路の危ない所を共有したり、保護者の不安を共有、相談できるようにする。保護者にとっては、地域のどんな人が見守ってくださっているかを知ることができ、地域で情報を共有する会議の場、集いの場にもなる。

▶ 2-(3)-② 防犯・悪質商法などへの対策

行政の取り組み

住民が安心して生活できるまちづくりを進めるため、関係機関と連携し、住民と協働してあいさつ運動や声かけを行うなど、身近なところから防犯活動を展開します。

高齢者等を狙った犯罪の予防については、被害に遭わないよう対応策についての情報提供や相談窓口の充実を図ります。実際に発生したケース等については防災無線等を活用して迅速に注意喚起を行い、被害の拡大防止に努めます。

<主な事業>

- ・不審者情報メールの配信
- ・防災無線を活用した注意喚起

社会福祉協議会の取り組み

住民が安心して生活できるまちづくりを進めるため、関係機関と連携し、住民と協働してあいさつ運動や声かけを行うなど、身近なところから防犯活動を展開します。

高齢者等を狙った悪質商法などの予防については、被害に遭わないよう注意を促すとともに、対応策についての情報提供や相談窓口の充実を図ります。

<主な事業>

- ・様々な機会を通じた注意喚起
- ・詐欺防止のための講演会の開催

▶ 2-(3)-③ 災害時にも強い支援体制の構築

行政の取り組み

自主防災組織の活動を通じて、避難所や避難場所に加え、避難後の支援体制等を定期的に検証するなど、地域で日ごろから災害を想定した支え合いの仕組みを強化します。

<主な事業>

- ・避難行動要支援者台帳の更新
- ・「災害時避難行動要支援者の避難支援ガイドライン」に基づく避難支援プラン作成に向けた情報収集

社会福祉協議会の取り組み

非常時の被災者支援活動を円滑に進めるため、自主防災活動への支援をはじめ、平常時から各種団体との連携を強化します。

また、三重県社会福祉協議会と連携して、速やかに災害時ボランティアセンターの立ち上げ及び運営が行えるよう取り組みます。

<主な事業>

- ・自主防災活動への支援
- ・災害時ボランティアセンターの運営

基本目標3 ふれあいの場所づくり

(1) 地域でつくる交流の場づくり

子ども、高齢者、障がいのある人等が、地域でのつながりを育むことができるよう、誰もが気軽に利用できる身近な交流の場づくりを進めます。

▶ 3-(1)-① 地域の手による拠点づくり

行政の取り組み

高齢者をはじめすべての人が、地域の中で孤立することなく安心して暮らせるように、「寄ってこカフェ」等それぞれの地域に合った集いの場活動やふれあいの場づくりを支援し、身近な場所における主体的な活動機会を確保します。

また、地域住民のニーズに応じて、地域福祉活動の拠点やコミュニケーションの場の提供に努めます。

<主な事業>

- ・集いの場立ち上げへの支援
- ・「寄ってこカフェ」への支援
- ・公民館、集会所等既存施設の利用促進

社会福祉協議会の取り組み

集いの場づくりのノウハウを提供するなど、地域の手による新たな集いの場立ち上げへの支援を行います。

<主な事業>

- ・集いの場立ち上げへの支援

住民からのアイデア

〇世代をこえて楽しい集い

年間に1～2回、各地区の公民館等で、世代を超えて、子ども、男性、女性、障がいのある人が集まる機会をつくる。例えば、おじいちゃん、おばあちゃんに昔の遊びを教えてもらい、また、若い世代や子どものエネルギーをもらうことができる。

互いに思いやり等を持つことが、社会を明るくしていくのではないかと思う。

(2) 多世代交流の機会の提供

お互いが理解しあいながら支え合い、助け合い、ふれあえる地域づくりをめざして、子ども、高齢者、障がいのある人等、地域の誰もが交流できる機会を提供します。

▶ 3-(2)-① 集い、憩い、学びの交流の機会づくり

| |
|--|
| 行政の取り組み |
| 各種事業やイベントの開催により、地域住民がふれあい、交流できる機会の提供に努めます。 |
| <主な事業> ・各種イベント等の開催 |
| 社会福祉協議会の取り組み |
| 「福祉ふれあいまつり」等を通じて、地域住民がふれあい、交流できる機会を提供するほか、福祉・ボランティア活動の啓発に努めます。 |
| <主な事業> ・福祉ふれあいまつりの開催 |

▶ 3-(2)-② 地域のつながりを活かした世代間交流

| |
|---|
| 行政の取り組み |
| あいさつなどの声かけ活動や児童の登下校時の見守り活動を通じて、住民同士が気軽に交流を深められるような地域づくりを支援します。 |
| <主な事業> ・あいさつ運動の普及啓発 ・交流の場についての情報提供 |
| 社会福祉協議会の取り組み |
| あいさつなどの声かけ活動や児童の登下校時の見守り活動を支援します。また、世代間交流会を通じて、子どもから高齢者までの交流を促進します。 |
| <主な事業> ・世代間交流会の実施 |

基本目標 4 地域生活を支える環境づくり

(1) 移動手段、交通手段の確保

公共交通が不便な地域の人たちは、自ら車による移動ができなければ外出が困難です。

また、福祉サービスが整っていても、利用者が移動することができなければ、サービスは利用できません。高齢者や障がいのある人等が円滑に利用できる公共交通や外出支援サービスを推進します。

▶ 4-(1)-① 移動手段の確保

行政の取り組み

先進事例の調査・研究や既存バスの改善など、創意と工夫により利便性を高め、既存の公共交通手段のさらなる利用促進を図ります。また、公共交通が運行されていない地域の移動支援方法について、検討を進めます。

<主な事業>

- ・公共交通機関の利用促進

社会福祉協議会の取り組み

高齢者や障がいのある人等が安心して移動ができるよう、福祉有償運送事業の活性化を図るなど、外出支援サービスを充実させます。また、地域にサービスを届ける仕組みについても検討します。

<主な事業>

- ・福祉有償運送事業
- ・外出支援サービスの提供

住民からのアイデア

○出かきたいなと思っている人が、出かけやすくなるための移動手段の確立

まずはすでにある移動手段や、支援について周知する。「無いからつくってほしい」時は課題を整理し、移動しやすい道路の整備、安心・安全な移動手段、道路環境をつくっていく。

(2) 障壁のない環境づくり

地域の人たちが、いつまでも安心して地域で暮らしていくためには、様々な場所における安全なまちづくりとともに、高齢者や障がいのある人にも安心して社会参加できる環境整備が必要です。

また、高齢者や障がいのある人等に対する思いやりや優しい心づかいを持ち、その気持ちを行動に移すことができる人を増やすことで、誰もがともに暮らすことができる地域社会をめざします。

▶ 4-(2)-① 利用しやすい安心・安全な公共施設等の整備

| |
|--|
| 行政の取り組み |
| 関係機関や関係団体との連携を強化し、公共施設等のバリアフリー化を推進します。 また、高齢者や障がいのある人の安全を確保し、事故を防止するため、歩道の新設や段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、円滑な移動環境を整備します。 |
| <主な事業> |
| ・ 歩道整備事業 ・ 公共施設の整備改修 ・ 地区集会所改修への補助 |
| 社会福祉協議会の取り組み |
| 公共施設のバリアフリー化、歩道の新設や段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置等についての住民や施設利用者からの声を行政に伝え、安心・安全な環境づくりに協力します。 |

住民からのアイデア

○みんなで体験隊

各地区の人と障がいのある人が、車いす等を使って一緒に、地域を散策する。車いすに乗っているからこそ気付く、道路、施設の危険なポイントを体験することで、障がいへの理解促進につなげていく。

▶ 4-(2)-② 情報のバリアフリー化

| |
|--|
| 行政の取り組み |
| 広報紙等の情報発信においては、文字の大きさや色彩への配慮などを行い、障がいの有無や年代にかかわらず、誰にとってもわかりやすい情報の提供に努めます。 各種計画策定や政策検討を含めたまちづくり全般を行うにあたっては、子ども、高齢者、障がいのある人等の声を積極的に取り入れるとともに、主体的な参画を促します。 |
| <主な事業> ・ 広報紙等の発行 |
| 社会福祉協議会の取り組み |
| 広報紙等の情報発信においては、文字の大きさや色彩への配慮などを行い、障がいの有無や年代にかかわらず、誰にとってもわかりやすい情報の提供に努めます。 各種取り組みの推進にあたっては、子ども、高齢者、障がいのある人等の声を積極的に取り入れるとともに、主体的な参画を促します。 |
| <主な事業> ・ 広報紙等の発行 |

(3) 思いやる心を育む環境づくり

学校や地域において、様々な機会を通じて福祉について学習することにより、支援の大切さを知る機会をつくります。また、福祉教育や福祉の体験学習等の取り組みを通じて、自主的な社会貢献活動への参加を促すきっかけづくりを進めます。

▶ 4-(3)-① 人権尊重意識の醸成

| |
|---|
| 行政の取り組み |
| 地域において、福祉への理解を深める学習・懇談の機会をつくることにより、住民一人ひとりが自立し、お互いを認め合い、国や文化が異なる人々も含め、ともに生きる地域社会の実現に努めます。 |
| 社会福祉協議会の取り組み |
| 小学校・中学校での福祉教育やボランティア講座の実施など、福祉への理解を深める学習・懇談の機会を通じて、人権尊重意識の醸成を図ります。 |

第5章 計画の推進に向けて

1 地域住民、事業者、行政の協働による計画の推進

地域福祉の推進は、地域住民や団体、事業者やNPO団体、行政、社会福祉協議会、学校等、多様な人材・団体の協働によって実現します。中でも、地域住民は、子どもから高齢者まで誰もが地域福祉の担い手であり、計画づくりから実践に至るまで、中心的な役割を果たしています。

一方、福祉のあり方が救済的な措置から利用者本位の選択利用に変わる中で、福祉サービス事業者も地域福祉に果たす役割が大きくなっています。

本計画を推進し、支援の必要な人のニーズにあった施策を展開するためには、地域住民をはじめ、社会福祉協議会や民生委員児童委員、事業者、NPO団体、ボランティア団体等多くの地域関係団体とのさらなる協働が不可欠です。これら地域関係団体と相互に連携を図り、地域福祉のネットワークを強化するなど、計画の着実な推進に向けた取り組みを展開します。

2 計画の進行管理

(1) 進捗状況の把握・評価

地域福祉を総合的に推進していくためには、計画の進捗状況の点検及び評価・分析は不可欠であり、「計画（Plan）－実施・実行（Do）－点検・評価（Check）－改善（Action）」の「PDCAマネジメントサイクル」に基づく、計画の進行管理を強化していくことが必要となります。

また、地域の実情に応じた取り組みを具体的に進めるためには、計画の進捗状況の点検及び評価・分析を基に、新たな課題に対応した施策を検討していくことが求められます。

そこで、本計画の推進にあたっては、度会町地域福祉計画等推進委員会において、事業全体の進行・進捗状況の把握・確認を行い、事業の評価・検証、既存の施策の調整などに取り組んでいきます。

また、計画の進行・進捗に関する情報や評価・検証の結果等については、定期的に報告を行い、広く公表できるよう努めます。

(2) 計画の見直し

本計画の最終年度である平成35（2023）年度は、次期計画策定の年度にあたります。計画の見直しにあたっては、社会福祉制度をめぐる情勢の変化や住民、団体や関連機関、地域から聴取した意見・提言を取り入れ、本町の地域福祉のさらなる推進を図ります。

資料編

1 計画策定の経過

| 日時 | 内容 |
|--|--|
| 平成 29 年 1 月 12 日（木）14：00～ 第 1 回 度会町保健福祉事業計画策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・「度会町第 2 期地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定スケジュール ・「度会町第 2 期地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定の概要 ・「度会町第 2 期地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定に向けてのアンケート調査の内容について |
| 平成 29 年 6 月 1 日（木）16：00～ 第 2 回 度会町保健福祉事業計画策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・「度会町第 2 期地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定に向けてのアンケート調査結果について ・「度会町第 2 期地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定にかかるワークショップの開催予定について |
| 平成 29 年 6 月 14 日（水）13：00～ 第 1 回 第 2 期地域福祉計画・地域福祉活動計画策定にかかるワークショップ | <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉とは？～ワークショップの目的の確認～ ・自己紹介 ・地域の現状と課題抽出・共有 |
| 平成 29 年 6 月 28 日（水）13：00～ 第 2 回 第 2 期地域福祉計画・地域福祉活動計画策定にかかるワークショップ | <ul style="list-style-type: none"> ・課題の掘り下げ |
| 平成 29 年 7 月 12 日（水）13：00～ 第 3 回 第 2 期地域福祉計画・地域福祉活動計画策定にかかるワークショップ | <ul style="list-style-type: none"> ・解決アイデアの検討 |
| 平成 29 年 7 月 12 日（水）13：00～ 第 4 回 第 2 期地域福祉計画・地域福祉活動計画策定にかかるワークショップ | <ul style="list-style-type: none"> ・解決アイデアの具体化 |
| 平成 29 年 9 月 28 日（木）16：30～ 第 3 回 度会町保健福祉事業計画策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・「度会町第 2 期地域福祉計画・地域福祉活動計画」骨子案について |
| 平成 29 年 11 月 30 日（木）16：30～ 第 4 回 度会町保健福祉事業計画策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・「度会町第 2 期地域福祉計画・地域福祉活動計画」素案について ・「度会町第 2 期地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定にかかるパブリックコメントの実施予定について |
| 平成 30 年 1 月 25 日（木）16：30～ 第 5 回 度会町保健福祉事業計画策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの確認 ・「度会町第 2 期地域福祉計画・地域福祉活動計画」案について |

2 度会町保健福祉事業計画策定委員会名簿

| 委員の区分 | 役職名 | 氏名 | 任期 |
|----------------|--|--------|-------------------|
| 学識経験者 | 町議会総務住民常任委員会 委員長 | ◎溝口 周生 | H29.1.12~H29.7.10 |
| | | ◎牧 幸作 | H29.7.11~H30.3.31 |
| 福祉関係者 | 度会町民生児童委員協議会 会長 | 中村 嘉一 | H29.1.12~H30.3.31 |
| 医療関係者 | 森本医院 院長 | 森本 幸己 | H29.1.12~H30.3.31 |
| 住民代表 | | 小岸 隆 | H29.1.12~H30.3.31 |
| 住民代表 | | 西田 文子 | H29.1.12~H30.3.31 |
| 住民代表 | | 西村 嘉子 | H29.1.12~H30.3.31 |
| 関係団体 (障がい) | 伊勢志摩障害者就業・生活支援 センターブレス 所長 | 笠松 成夫 | H29.1.12~H29.3.31 |
| | 相談支援センターブレス 伊勢志摩圏域障がい児等療育相談 支援事業 | 大田 桃子 | H29.4.1~H30.3.31 |
| 関係団体 (地域福祉) | 度会町社会福祉協議会 会長 | ○縄手 一郎 | H29.1.12~H30.3.31 |
| 関係団体 (介護) | 度会町居宅介護支援事業所 管理者 | 藤井 晶 | H29.1.12~H30.3.31 |
| 行政関係者 | 総務課長 | 西岡 一義 | H29.1.12~H30.3.31 |
| 行政関係者 | 政策調整課長 | 中井 宏明 | H29.1.12~H30.3.31 |
| 保健関係者 (行政) | 保健師 | 岡田 美和 | H29.1.12~H30.3.31 |
| オブザーバー | 名古屋大学医学部附属病院 老年内科 講師 | 大西 丈二 | H29.5.1~H30.3.31 |

◎会長 ○副会長 ※敬称略

度会町第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画

平成30年3月

【発行】度会町
度会町社会福祉協議会

【編集】度会町 住民生活課 福祉・環境課
〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋 1215-1
(住民生活課) 電話：0596-62-2413
FAX：0596-62-1138
(福祉・環境課) 電話：0596-62-1112
FAX：0596-62-0054

度会町社会福祉協議会
〒516-2103 三重県度会郡度会町棚橋 1202
電話：0596-62-1117 FAX：0596-62-1738